

平成 31 年 3 月 8 日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9 時 58 分開会)

◎明神委員長 本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある「付託事件一覧表」のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、15 日金曜日の委員会で協議していただけたいと思います。

お諮りします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

### 《総務部》

◎明神委員長 最初に、総務部についてであります。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

なお、この後行う行政管理課の議案に教育委員会及び警察本部が関係するため、教育委員会より、伊藤教育長、警察本部より、宇田川本部長が同席しております。

◎君塚総務部長 総括説明に先立ちまして、職員の懲戒処分 2 件について御報告申し上げます。

1 件目は森林技術センターの研究員が、女性が 18 歳に満たないことを知りながら、みだらな性行為をしたとして裁判所から条例違反で罰金 30 万円の略式命令を受けたものでして、この職員を 2 月 8 日付で停職 3 カ月間の懲戒処分としたものでございます。

もう 1 件は、土木部の出先機関の課長職 2 名につきまして、既往資料の電子化業務の出来高不足を知りながら、1 名は契約変更など適切な対応を行わず、もう 1 名は完了した後の検査を行ったことにより、受注者に支払いを行うという事態を招いたものであります。この職員 2 名を 2 月 22 日付で戒告の懲戒処分としたものでございます。

このたびの行為によりまして、公務に対する信頼を損なうことになったことにつきまして、議会、県民の皆様に対しまして深くおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

今回の処分を踏まえまして、今後、このような事態が繰り返されることのないよう、公務員倫理の確立、綱紀の肅正及び公務の適正な執行につきまして、改めて全庁に通知したところでありますと、県民の皆様からの県政に対する信頼を回復するよう努めてまいります。

なお、事案の詳細につきましては、後ほど報告事項といたしまして、人事課長から御説明を申し上げます。

それでは議案につきまして、私から総括して説明をさせていただきます。

まず、平成 31 年度当初予算の概要につきまして御説明いたします。お手元の総務部という青いインデックスのついた総務委員会資料、議案補足説明資料をお願いいたします。こちらの 1 ページをごらんください。カラー刷りになっている表についておろうかと思います。

平成 31 年度当初予算編成に当たりましては、財政の健全性を維持しつつも、県民の皆様の生命と暮らしを守っていくための政策群を全速力で実行し得るものとなるよう工夫を重ねて作業を行ったところでございます。

全体の表の見方でありますけれども、オレンジの列は平成 31 年度、平成 30 年度の当初予算。それから、白の列は前年度の 2 月補正予算のうち国補正対応分。そして青い列がそれらの合計、実質的に当該年度に予算執行されますことから、いわゆる実質的な当初予算ベースとしてお示しさせていただいているものでございます。

まず、予算総額ですが、下の（2）歳出の表中、一番下の行、総計（1）+（2）の欄をごらんください。平成 31 年度の当初予算の総額は、A の列 4,607 億円余りとなっております。対前年度比ではプラス 2.2%、98 億円余りの増となっているところでございます。以下、歳出、歳入の内訳の増減につきまして、右から 4 列目、オレンジのところの（A）-（A）' という欄で御説明させていただきます。

まず、歳出の内訳ですが、（1）経常的経費は 4 億円余りの増となっております。内訳ですが、人件費につきましては、平成 30 年人事委員会勧告に伴います給与改定の影響がありますものの、職員の新陳代謝、退職手当の減などにより、27 億円余りの減。扶助費につきましては、生活保護の減などにより、2 億円余りの減。公債費につきましては、満期一括償還分の減などによりまして 10 億円余りの減となっております。また、その他につきましては、地方消費税に関する清算金や市町村交付金などの増などによって 54 億円余りの増となっております。

次に、（2）投資的経費につきましては、国の防災・減災、国土強靭化のための 3 カ年緊急対策や災害復旧事業の増などによりまして、93 億円余りの増となっております。

次に、歳入でございますけれども、上の段の表（1）歳入、こちらの右から 4 列目、オレンジの（A）-（A）' の列をごらんいただければと思います。内訳でございますけれど

も、まず、（1）一般財源につきましては、13億円余りの減となっております。県税は10億円余り、地方消費税清算金は8億円余り、地方譲与税は9億円余りの増となっておりま  
す一方で、臨時財政対策債を含む地方交付税等は26億円余りの減となっているところでござ  
ります。

また、その他につきましては、15億円余りの減となっております。（2）特定財源につきましては、投資的経費の増等に伴いまして国庫支出金が70億円余り、県債が44億円余  
り増となっております。

また、財源不足の額についてでございますけれども、中ほどある表の一番左のオレンジの列にありますとおり平成30年度から12億円余り減少いたしまして、146億円余りの財源不足とな  
っております。この財源不足への対応でございますけれども、財政調整的基金の取り崩し86億円、具体的にはこの上の歳入の財政調整基金の取り崩しとあります、仮名「ウ」のところの20億円。  
それから、（2）特定財源の、仮名「カ」のところの減債基金（ルール外分）の66億円。それから、仮名「オ」のところですけれども、退職手当債・行政改革推進債60億円発行、これで対応したところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。今回の予算編成後の財政調整的基金と県債の残高見込みについて御説明をいたします。平成31年度当初予算におきましては、財政調整的基金の取り崩しを抑制いたしまして、将来の備えを確保しますとともに、退職手当債、行政改革推進債の発行を抑制しまして、将来負担を軽減することといたしております。

この下ですけれども、まず、財政調整的基金につきましては、実質的な残高で見ますと、  
昨年9月の推計値と比較いたしまして59億円増の162億円となる見込みであり、今後の南海トラフ地震対策や大規模事業などに必要となる経費を見込んで、必要な財政調整的基金残高の水準を確保できたものと考えております。

次に、臨時財政対策債を除きます平成31年度末の県債残高につきましては、平成30年度末から146億円増加いたしまして5,217億円となっておりますが、これは先ほど申し上げた国の3か年緊急対策によります有利な起債を活用し、防災減災対策を加速することとしたことが大きく影響しているものでございます。この3か年緊急対策分を除きますと、平成31年度末の県債残高は5,103億円となっているところでございます。平成30年度の豪雨災害への対応や国の3か年緊急対策の活用によりまして、今後、県債残高は一時的に増加が見込まれますものの、平成33年度以降は低減する見込みでありまして、必要な事業を実施しても安定的に推移するものと考えておるところでございます。

以上が、31年度の一般会計予算の概要でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。2月補正予算の概要につきまして御説明をいたします。

まず、下の段の（2）歳出の表をごらんください。

一番下の行、総計（1）+（2）の左から3番目、国補正分の欄をごらんください。防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策やTPP協定の早期発効への対応など、国の補正予算に対応するため183億円余りの増額補正となっております。

また、補助先の予定変更に伴います事業費の減や公共事業の内示減など通常の減額分につきましては、1つ左側の補正額の欄、186億円余りとなっておりまして、これらを合わせました補正額の合計は小計Bの欄、3億円余りの減額補正となっているところでございます。

次に、上の段の（1）歳入の表をごらんください。小計（B）の列をお願いいたします。

まず、（1）一般財源の下から2番目、仮名「ウ」財政調整基金の13億円余りの減と（2）特定財源の下から2番目、仮名「カ」減債基金（ルール外分）の46億円余りの減、これを合わせまして、合計で約60億円につきましては、将来に備えて財政調整的基金の残高を一定確保する観点から、基金の取り崩しを取りやめたところでございます。

以上が、2月補正予算の概要でございます。

続きまして4ページをお願いいたします。4ページの資料は、地方消費税のうち、平成26年4月以降の引き上げ分が実際に社会保障関係費に充当されていることを毎年度、御説明させていただいているものでございます。

2つにあります高知県における消費税率引き上げ分の地方消費税収入の使途をごらんいただきたいと思います。

平成31年度当初予算における本県の社会保障施策に要する経費は総額で約607億円、一般財源ベースでは約547億円となっておりますけれども、引き上げ分の地方消費税収入につきましては、地方税法の規定により、機械的に算定いたしますと約57.7億円となっているところでございます。この57.7億円につきましては、これまでと同様、社会保障の充実、その他社会保障施策と全額を社会保障施策に充当することとしております。以上が、消費税の関係の資料となります。

続きまして、5ページをお願いいたします。平成31年度の組織改正等による体制強化の概要について御説明を申し上げます。

まず、基本的な考え方といたしまして、平成31年度は予算編成と同様に、県勢浮揚の実現に向けて、より実効性の高い施策をスピード感を持って展開するとともに、喫緊の課題に対応するため県の体制を強化することを基本的な考え方としております。

主なポイントについて申し上げますと、まず、経済の活性化に関して、戦略的に農業関係施策を推進するため、農業振興部において大きな組織改編を行います。具体的には①農産物の飛躍的な生産拡大の推進といたしまして、「農業イノベーション推進課」を設置いたしますほか、②県産品の国内外に向けた外商活動の強化といたしまして、「产地・流通支援課」を「農産物マーケティング戦略課」に改編いたします。また、③農業の担い手対

策の一元化としまして、「農地・担い手対策課」を「農業担い手支援課」に改編いたします。

このほか第3期産業振興計画の4回目のバージョンアップといたしまして、継続的に新たな付加価値を創造する仕組みを強化、交易の範囲の拡大に向けた海外展開の加速などの柱に沿いまして、「IT・コンテンツ産業振興室」を新たに設置するほか、人員を重点的に配置するなど体制を強化することとしております。

6ページをお願いいたします。続きまして、南海トラフ地震対策の強化の柱におきましては、高齢者、障害者など要配慮者が迅速に避難できる個別計画の策定や福祉避難所の確保対策等の支援体制を強化するため、地域福祉政策課に「災害時要配慮者支援室」を設置することとしております。

続きまして、インフラの充実と有効活用の柱におきましては、国土強靭化対策・災害復旧の加速化としまして、土木事務所、農業振興センター、林業事務所の体制を大幅に強化することとしております。

日本一の健康長寿県づくりの柱におきましては、医師確保・育成や医師の働き方改革への対応を含めた医療政策を効率的・一体的に推進するため、「医師確保・育成支援課」を「医療政策課」に統合することとしております。資料右側のその他の改正につきまして、②でございますけれども、障害者雇用を推進する取り組みの一環といたしまして、障害のある方々が活躍する場を拡充するため、庁内の定型的な業務を集約して行う「ワークステーション」を新設することとしております。

7ページをお願いいたします。組織改正を図で示しております。先ほど農業振興部の組織改正について御説明いたしましたが、新たな課の新設や、部内の業務改編に伴いまして業務を他に移した上で地域農業推進課を廃止することとしております。このほか、病害虫防除所につきましては事務の効率化を図るため、農業技術センターの内部組織として位置づけることとしております。実態はこれまでと変わらないものと考えております。

次の8ページでございますけれども、4月からの知事部局の組織機構一覧を載せているところでございます。右下をごらんいただきまして、今回の組織改正によりまして、来年度の知事部局の所属数は本課が1つ減少し、91課。出先機関は3つ減少し、61機関となるところでございます。

組織改正の説明につきましては以上です。

続きまして、総務部に關係する予算につきまして、総括して御説明をさせていただきます。

まず、平成31年度当初予算でございますが、お手元に右上に②とあります議案説明書（当初予算）の7ページをお願いできればと思います。総務部の予算総括表となってございます。

一番下の行をごらんいただければと思いますけれども、平成31年度は総額で1,223億

1,365万6,000円をお願いしているところでございます。このほか2つの特別会計がございまして、収入証紙等管理特別会計で税務課所管分として11億6,000万円余り、県債管理特別会計で1,001億7,000万円余りをお願いしているところでございますが、それぞれの詳細につきましては担当課長から後ほど説明をいたします。

次に、平成30年度の補正予算につきましては、資料④の5ページをお願いできればと思います。補正予算の総務部の総括表となっておりまして、一番下の行をごらんいただけますでしょうか。こちら平成30年度2月補正では総額で8億2,312万7,000円の減額をお願いしているところでございます。このほか特別会計につきまして収入証紙等管理特別会計で2,721万円の減額、県債管理特別会計で8億8,000万円余りの減額をお願いしておりますが、こちらにつきましても詳細については後ほど担当課長から説明をいたします。

以上が、総務部が所管する予算の概要でございます。

次に、総務部関連の条例その他議案でございます。

資料は⑤議案（条例その他）となります。表紙をおめくりいただきますと、目録がついてございます。この目録一覧の中で、総務部からは議案第43号から第50号までの8件の条例議案。それから、1枚おめくりいただきまして第70号、その他議案1件を提出させていただいております。それぞれの内容につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

続きまして、報告事項でございます。

総務部という青いインデックスのつきました、表紙に総務委員会資料、四角囲み報告事項と記載のある資料をお願いいたします。

今回報告いたしますのは、文書情報課から高知県公文書等の管理に関する条例（仮称）草案の概要について、人事課から職員の懲戒処分についての2件でございます。詳細については後ほど担当課長から御説明いたします。

最後に、主な審議会等の開催状況につきまして御説明いたします。

今ごらんいただいております報告事項の資料のうち、後ろのほうに審議会等という赤色のインデックスが張っております資料をお願いできればと思います。表題に主な審議会等の状況（総務部12月14日から3月7日）と記載しているものでございます。まず、高知県個人情報保護制度委員会でございます。

今期につきましては1月28日に開催いたしまして、要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する審議等について御審議いただきました。次に、高知県公益認定等審議会でございます。今期につきましては2月19日に開催いたしまして、公益法人等に関する定期提出書類等の報告が行われております。次に、自治紛争処理委員会議でございますが、第4回の開催につきましては、前回の総務委員会で報告漏れがございますので、大変申しわけございませんが、あわせて御報告させていただきます。12月6日及び2月1日に開催をいた

しまして、地方自治法に基づく審決の再申請のありました事案について、当事者双方への質問に対する回答を踏まえて論点整理を行い、自治紛争処理委員意見書の内容について意見交換を行ったものでございます。

私からは以上です。

◎明神委員長 続いて所管課の説明を求めます。

#### 〈行政管理課〉

◎明神委員長 初めに、第46号議案について行政管理課の説明を求めます。

◎平井行政管理課長 それでは、当課から第46号議案、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案につきまして御説明申し上げます。

資料につきましては、青色のインデックス、総務部の議案補足説明資料の中の赤色のインデックス、行政管理課、そちらの1ページをごらんいただけますでしょうか。表題に時間外勤務の上限の設定等についてと記載された資料でございます。

まず、1の改正の趣旨でございます。この条例の改正は、国家公務員における超過勤務命令を行うことができる上限の設定等について規定しました人事院規則の改正を考慮いたしまして、本県職員についても、これに準じた措置を講じようとするものです。

改正の背景といたしましては、民間労働法制におきまして、長時間労働の是正のための措置として、時間外労働の上限規制等が導入されまして、原則として本年4月から施行される状況でございます。

それでは、2の改正の内容につきましては、白丸にありますとおり時間外勤務を命ずることができる場合を規定しております、本件の関係条項に時間外勤務の上限について定めるため、次の下線部の委任規定を追加するものでございます。

関連条例といたしましては、下の枠組みの中をごらんください。こちらが職員の勤務時間等に関する条例の第8条第2項でございます。公務のため臨時または緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において勤務を命ずることができると規定がございます。

今回、時間外勤務の上限等について定めるため、太字の部分を第3項といたしまして、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めるとしまして、人事委員会規則に委任する規定を条例に追加しようとするものでございます。

この改正内容につきましては、国から示された条例準則のとおり改正をしようとするものでございます。

なお、今回の時間外勤務の上限設定等につきましては、知事部局等の職員、それから、公立学校の職員、それから、警察職員につきましても同様に条例改正を予定しております、今回関連します3つの条例を一括で改正する条例案となっております。

どのような事項を人事委員会規則で定めるかについては、予定されております事項につきまして、下の括弧の部分をごらんください。具体的には、今後、人事委員会におきまして、国家公務員の扱いに準拠した内容が定められる予定となっております。

まず、①につきましては、②以外の職員の時間外勤務の上限とあります、これは原則の場合でありまして、月 45 時間以内、年 360 時間以内の上限時間が予定されています。②につきましては、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員の場合といたしまして、月 100 時間未満、年 720 時間といった上限時間が設置を予定されております。③につきましては、上限の特例といたしまして、災害への対処その他の重要な業務であって、特に緊急に処理をすることを要する場合は、上限の適用が当たらない予定とされております。④につきましては、③の特例業務に従事するため、①または②の上限時間を超えて命令をした場合の要因分析等について、定められる予定でございます。

具体的な運用等につきましては、国の取り扱いも参考に、本県の業務の状況なども踏まえながら、現在検討しているところでございます。なお、公立学校職員のうち、教員につきましては、授業準備や部活動指導など、さまざまな業務がございますが、現在のところ、生徒の実習、学校行事、職員会議及び非常災害児童生徒の指導に関し緊急の措置を要する場合の 4 項目が、時間外勤務命令が可能な業務と整理されております。

今回の改正におきましては、これらの業務が行政職員と同様に月 45 時間、年 360 時間等の上限が適用となるものでございます。また、同じく警察職員につきましても行政職員と同様に上限が設定されるものでございます。

上段になりますが 3 の施行期日につきましては、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとしており、具体的な人事委員会規則の改正につきましてもあわせて行うこととしております。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎大野委員 働き方改革の一環ということで、人事院の規則も変わり、残業の上限も決めるということで、一定、理解はするんですけども、この中の他律的な業務とは、どういうところを意味するんですかね。

◎平井行政管理課長 基本的には先ほど申し上げたとおり、原則は通常の職場におきましては、知事部局の場合ですと月 45 時間、360 時間というのが一つの上限でございます。中にはそういう職場だけではなくて、その所属だけで決められない、他のところから影響を受けるような業務がございます。例えば、国で言いますと、国会関係とか、それから、国際関係、法令協議といったところが挙げられてるんですが、本県でいいますと、予算編成とか議会対応、会計検査、そういったものが考えられるというところでございます。

◎大野委員 実際、具体的には例示というのはありますか。

◎平井行政管理課長 本県ですと、36協定の考え方の中ではありますけれども、一定目安時間というのを決めておりまして、その中では先ほど申し上げた予算編成ですとか、それから、議会対応が、そういういた項目に列挙しているところでございます。

◎大野委員 多分、市町村も物すごくかかわってくることだと思いますし、県の職員でも、この線引きというのは物すごく難しい。片一方は上限が100時間、片一方は上限が45時間になりますので、ここをしっかりと線引きをするために、何か要ると思うんですが、ちょっとお考えはないですか。

◎平井行政管理課長 今、大きな考え方としましては、基本的には公務サービスの提供というのが一つありますし、住民サービスができなくなるというのは、影響が出ますので、そういういたことがない感じにしないといけない。片や、業務を進めていくにあたり、今回、こういった上限規制の考え方に入る。それについては、そこの線引きとか区分けのところは、しっかりと検証もしますし確認をしていくと、そこを考えながら進めていくということになろうかと思います。

◎大野委員 多分いろんな面で、すごい影響があると思いますので、ここはしっかりと、県でしたら職員団体と詰めていただいて、施行まで日が余りないんですけれども、最終の詰めをしっかりと、どういう職場とかポストが、これに当たるというのを明示しちょかんと、後々に問題になってもいきませんので。ぜひそこは職員団体としっかりと協議していただいて、最終に決めていただいたらありがたいなと思います。

◎平井行政管理課長 職員団体も含め、それから、人事委員会の規則でもございますので、人事委員会ともしっかりと話を制定していきたいと考えております。

◎大野委員 ぜひお願いします。

◎塚地委員 関連なんですが、長時間労働の規制、名前は規制なんですけれども、100時間っていう、いわゆる過労死ラインということで民間でも決められちゃったので、それに準じた形で、今回、公務員もこういう時間設定になってるんだと思うんです。現在、実態として100時間超えしている人たちが、どういう部署でどういう状態でいるのかはどうなんですか。

◎平井行政管理課長 100時間超えの部署、その月でございますので、少し繁忙の時期とかもございます。100時間と同じ考え方でいくと年間720時間というのがありますし、720時間超えですと、平成29年度は、大体50名弱ぐらいの職員がそういったものになってます。職場になるとやはり財政課ですか、人事課を筆頭に、産業振興推進部、観光政策課、スポーツ課とか、事業部局ですね。そのほか、その年度で対応する事象事案が発生したところが入ってくるという形でございます。

◎塚地委員 教育委員会と県公安委員会は、その労働時間の把握というのはなかなか難しい実態だと思うんです。この間、教育委員会では実態調査をいろいろされて、一定100時

間超えと言われる方も出ているという数字が、調査の中でも出てきてるんですけども、そこはどんな状態。

◎坂田教職員・福利課長 100 時間超えということでなくて 80 時間超えということで、本会議でもお答えさせていただきましたけれども、今回のスクール・サポート・スタッフを配置している小中学校 20 校でいいますと、80 時間超えの職員の数字を整理しております。6 月から 12 月までで小学校で 12%、中学校は 34% ということになっておりまして、この中には 100 時間を超えている職員も一定おるということでございます。

◎塚地委員 公安委員会はわかる。

◎田中警務部長 昨年 4 月から 12 月の 1 カ月平均で 100 時間を超えた職員ですが、約 90 人となっております。昨年は天皇陛下の行幸啓がございましたので、その警衛・警備の関係で警備部が多かったり、あるいは警察署の関係でも、例えば、刑事課とか事件事項への対応をするような部署で多くなっております。

◎塚地委員 基本ラインは、100 時間、80 時間。100 時間を超えない職場をどうつくるか、それが大前提にないといけないわけで、そこをちゃんと検証して、そういう体制につくっていくということなしに、超えてもいいですよ規定、100 時間働いてもいいですよ規定というのを規則で設けるってことは、さらなる労働強化につながるのではないかという懸念が出てくるので、そこはしっかりと対応していただきたいと思いますけれども、そこはいかがですか。

◎平井行政管理課長 特に知事部局かもしれませんけれども、100 時間は基本、先ほども申し上げた上限の時間でございますので、そこを超える場合は、もういわゆる災害とか、少し特殊な事例でないといけないと。超えた場合について、一旦それは確認しますが、その検証ですね、事後でしっかりとやって、実際それがどういう業務だったかということを確認するということでございますので、そういったことを考えながら次の業務改善に生かしていくということで取り組んでまいりたいと考えております。

◎塚地委員 先ほど大野委員からもお話があった、他律的な業務の比重の高い部署っていうことは、個人じゃなくて、例えば、先ほどおっしゃった財政課とか、そういうふうに決められるっていうことなんですか。

◎平井行政管理課長 そうですね。大きな考え方は部署単位でございます。例えば、日々の業務も含めて終わらない。もしくは時間がもう少し必要だということでございます。業務を日々やって、プラスで時間外ということですので、全体の業務を見てということです。部署も課単位だけではなくて、係であるとか、少し細かい単位も決定する一つの考え方になるんじゃないかなと、検討しておるところでございます。

◎塚地委員 わかりました。例えば、土木の用地なんかも、相手との関係で長時間の勤務になったりする。そういう部署をいっぱい集めると、結構あったりすると私は思うんです

よね。そこは限定的にちゃんと考えて必要な人員は配置すると。忙しいからそこは、もうこの部署に入れておこうというようなことでは、本当の意味での働き方改革につながらないと思うんで、そのあたりをしっかりと検証していただいて、内容を詰めるには施行期日がすごい迫ってるので、どういう状況なのかという不安もあるんですけども、そこの厳格性が必要だと思うので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

◎明神委員長 質疑を終わります。

ここで教育長と警察本部長は退席をされます。

引き続き、行政管理課の説明を求めます。

◎平井行政管理課長 予算議案含めまして4件でございます。

まず、第1号議案一般会計予算の当課に係る予算につきましては、資料番号ナンバー2議案説明書（当初予算）の26ページをごらんいただけますか。

4行目の14諸収入の5総務部収入でございますが、こちらは行政管理課収入でございまして、非常勤職員の労働保険料の自己負担分として15万円を計上しているものでございます。

次に、27ページをごらんいただけますか。こちらが歳出の項目になっております。歳出の6目行政管理費でございます。その次の、28ページの計をごらんください。本年度、当課の予算額は13億256万4,000円でございまして、前年度より、1億8,094万9,000円の増額となっております。これは後ほど御説明いたします、会計年度任用職員の任用開始に伴う事業と、障害者の雇用促進に伴う事業を行うため予算が増額しております。

元の27ページにお戻りいただけますでしょうか。右端の説明の欄に従いまして御説明申し上げます。

1の一般管理費は、知事部局全体の職員の時間外勤務手当等でございます。これまでの時間外手当等に係ります決算額を参考としつつ、給与年額の8.8%相当の9億8,880万5,000円を計上したものでございます。

2の人件費でございますが、こちらは当課の職員16人分の給与費でございます。

3の行政管理費でございます。このうちまず、給与システム改修委託料9,534万8,000円でございますが、こちら会計年度任用職員制度に対応すべく、給与システムの改修を委託するものでございます。

次の試験問題作成等委託料111万9,000円は、会計年度任用職員の採用試験の試験問題の作成及び採点を委託するものでございます。

次の設備整備工事請負費50万円でございますが、こちらは障害者の雇用促進等に関する法律の趣旨に基づきまして、障害者の雇用促進を図りますとともに、障害のある方に県での就労経験を生かして、民間企業等への就職につなげていただくことを目的としたしました障害者ワークステーション、こちらの電話設備等を整備するものでございます。

最後の事務費 9,644 万 6,000 円でございますが、こちらの主なものは、知事部局全体の職員に係ります赴任旅費、それから、障害者ワークステーションのスタッフや支援員などとして雇用します非常勤職員の報酬でございます。その他の経費といたしましてはハラスマントの防止に関する研修に要します経費ですとか、外部相談員の報償費などでございます。

4 の外部監査費でございますが、こちらは地方自治法の規定によりまして、都道府県に義務づけられております包括外部監査に関しまして、委託料の上限額を計上しているものでございます。これも、これまでの決算額等を踏まえまして、平成 30 年度予算と同額の 1,100 万円を計上しているものでございます。なお、来年度の包括外部監査契約の締結に関する議案につきましては、後ほど御説明させていただきます。

以上が、1 号の予算議案でございます。

続きまして、2 つ目の第 45 号、知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案につきまして御説明申し上げます。今度は資料の⑥条例その他議案をごらんいただきたいと思います。21 ページをお願いいたします。

まず、1 の条例改正の目的でございますが、本県の経済状況及び財政状況を考慮いたしまして、知事、副知事、教育長、その他の常勤の特別職の職員の給料月額を平成 31 年度の 1 年間、時限的に減額をしようとするものでございます。知事等の給料の減額につきましては、本県の財政状況等も踏まえまして、これまで実施してきたところでございます。

2 の主な内容でございますが、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 1 年間、知事につきましては、現任期中の平成 31 年 12 月 6 日までの間ですが、表の右端の欄の括弧書きにありますとおり知事は 10%、副知事は 3 %、常勤の人事委員会委員と監査委員及び教育長につきましては 2 % の減額を行うものでございます。なお現在、常勤の人事委員会委員は任命していないという状況でございます。

3 の施行期日につきましては、平成 31 年 4 月 1 日としております。

以上が、45 号議案でございます。

次に、3 件目でございますが、第 47 号議案、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案を御説明させていただきます。資料ナンバー⑥の 3 ページをごらんいただけますでしょうか。

この条例は、特別の法律により、設立されました法人であります高知県農業協同組合に職員を派遣することができることとともに、高知県園芸農業協同組合連合会が消滅することに伴いまして必要な改正を行おうとするものでございます。

説明につきましては、後ろの 26 ページと 27 ページの新旧対照表をごらんいただけますでしょうか。右側が現行でございまして、左側が改正案でございます。26 ページの第 1 条関係でございますが、派遣することができる団体といたしまして、高知県農業協同組合を

追加しようとするものでございます。

次の 27 ページをごらんいただけますでしょうか。現在、職員を派遣することのできる団体としまして、高知県園芸農業協同組合連合会、いわゆる園芸連を規定しているところでございますが、この園芸連が平成 31 年 9 月 1 日をもちまして、高知県農業協同組合に包括承継されますことから、園芸連を削除しようとするものでございます。

施行期日につきましては、2 つに分かれておりますので⑤の条例その他の議案の資料の 9 ページをごらんいただけますでしょうか。附則でございます。こちら第 1 条の改正規定につきましては、職員を本年 4 月 1 日から派遣いたしますことから、施行日も本年 4 月 1 日ということでございます。第 2 条関係、先ほどの園芸連の削除につきましては、先ほどのとおり、園芸連が本年 9 月 1 日をもちまして高知県農業協同組合に包括承継されますことから、同日、9 月 1 日の施行とするものでございます。

以上が、47 号議案でございます。

最後に、70 号議案ですが、包括外部監査契約の締結に関する議案につきまして御説明申し上げます。資料ナンバー⑤の 43 ページをごらんいただけますでしょうか。こちらの議案でございますが、地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に規定します包括外部監査契約の締結に關しまして、同法 1 項の規定によりまして、県議会の議決をお願いするものでございます。

2 のところの契約の始期でございますが、本年 4 月 1 日からでございます。

3 の契約の金額でございますが、当初予算に係る説明で少し申し上げましたけれども、昨年度同様 1,100 万円となっておるものでございます。

4 の契約の相手方でございますが、公認会計士の斎藤章氏ということでお願いしたいと考えております。なお、同氏と包括外部監査契約を締結することにつきましては、本年 1 月 31 日付で高知県監査委員から異議のない旨の意見をいただいておるところでございます。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 御説明がありました人件費の障害者ワークステーションの非常勤職員については、来年度、障害者雇用の中で、新しい取り組みを県がされるわけですが、ワークステーションの所管課というのはどこになる。

◎平井行政管理課長 平成 31 年度につきましては、当課、行政管理課で所管をさせていただきたいと考えております。

◎塚地委員 それは既に具体的に、ここの場所で、この時期からと決まってるんですか。

◎平井行政管理課長 今の時期は検討をしておるところでございます。今の段階では、夏ぐらいまでには設置もさせていただくということでございます。

◎塚地委員 本会議でも言ったのですが、非常勤職員を 10 名分でしたね。金額はどれぐら

いになるんですか。

◎平井行政管理課長 ワークステーションが一応 10 名でございまして、そちらが大体 2,300 万円ぐらいです。それと、各課に今も配置している非常勤の障害者の方を当課で予算計上しております、その分が 16 名程度、大体 3,500 万円程度ということでございます。

◎塚地委員 なるほど、わかりました。10 名分で年額 2,300 万円の人物費の非常勤職員の人物費分とわかりました。

これからいろいろな議論を進めていただくと思うんですけども。一人一人にいろいろ特性も違われる形で採用されて、そこでしっかりと働いていただいてということになると、やはりその職場環境というのは随分と気を使っていただかないといかん、配慮をせんといかんことも出てこようと思うんで、そこはぜひ、充実したものにしていただきたいと思います。

◎平井行政管理課長 少し予算額を訂正させていただきたいです。10 名分の予算額は大体 2,000 万円ぐらいでして、先ほど申し上げた支援員という形で非常勤職を雇いますので、その者の予算額も入っておりますので、その形でしっかりと対応してまいりたいと考えております。

◎塚地委員 わかりました。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈秘書課〉

◎明神委員長 次に、秘書課の説明を求めます。

◎西森秘書課長 お手元の資料ナンバー 2 の当初予算の議案説明書の 8 ページをお願いをいたします。

それではまず、平成 31 年度の秘書課の歳入の予算額でございますけれども総額 160 万 7,000 円を計上しております。この内容は、ほぼ知事の出張に係る国から払ってもらう分の旅費の受け入れとなってございます。

それから、9 ページをお願いをいたします。歳出予算でございますけども、上段の総務費の本年度欄にありますように総額 1 億 4,005 万 3,000 円を計上しております。対前年度比でいいますと 100.4% と若干増になっております。これは後ほどお話し申し上げますけれども、知事公邸の害虫駆除の薬剤散布を 5 年に 1 回やることにしておりまして、それが増の主な理由でございます。

それでは、その下の内訳について御説明申し上げます。まず、特別職の給与費が 4,076 万 2,000 円となってございます。これは知事と副知事の給与でございます。

その下の人物費の 7,636 万 7,000 円につきましては、秘書課職員の給与費でございます。

その下の秘書費の 2,292 万 4,000 円でございますけれども、まず、警備委託料として 99 万 5,000 円を計上しております。これは知事公邸の機械警備に要する経費でございます。

それから、その下が、先ほど申し上げました知事公邸の害虫駆除の委託料としまして99万7,000円を計上しております。平成25年度に知事公邸にシロアリの被害が出まして、そのときに実際、被害を受けてしまっていたものですから、畳とかの修繕と一緒に薬剤の散布を平成25年度と平成26年度の2カ年に渡ってやっております。その薬剤がほぼ5年程度は効用があるということとして、5年に1回薬剤散布を行うというもので、来年度、薬剤散布を実施するものでございます。

それから、事務費でございますけれども、その下の事務費で2,093万2,000円を計上しております。これは秘書課の2名非常勤職員がおりますけれども、その人件費とか旅費など、秘書業務の遂行の上での事務経費でございます。

それから、この資料に載っていないんですけれども、この予算以外に例年、知事と副知事の交際費としまして、財政課の所管の財政費の中に160万円を計上してございます。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈政策企画課〉

◎明神委員長 次に、政策企画課の説明を求めます。

◎小笠原政策企画課長 まず、平成31年度当初予算につきまして、お手元の資料ナンバー2議案説明書（当初予算）の11ページをお願いいたします。

歳入につきまして御説明をさせていただきます。9款国庫支出金の総務費補助金として国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金726万8,000円を計上してございます。これは四国遍路の文化財調査に関する文化庁からの補助金でございまして、教育委員会に配当替えをして執行するものでございます。詳しく後ほど歳出の中で説明をさせていただきます。

また、14款諸収入としまして94万9,000円を計上しておりますが、これは東京事務所の職員の借り上げ宿舎に係る本人負担分の共益費等でございます。

次に、歳出につきまして12ページをお願いをいたします。当課の平成31年度当初予算は総額4億410万3,000円、前年度より、1,569万円余りの増額となってございます。

主な内容につきまして、右端の説明欄に沿って御説明をさせていただきます。

まず、1の人事費につきましては、当課の職員の給与費でございまして、14名分、1億19万5,000円を計上してございます。

次に、2の政策企画総務費につきましては、庁議及び政策調整会議の運営や政策提言活動など、県行政の全般調整に係る経費を計上しております。このうち、地方行財政調査会負担金、553万円余りですけれども、これは地方公共団体を会員といたします一般社団法人地方行財政調査会の会費でございまして、同法人が行います行財政等に関する調査の結

果の資料を行政管理課でありますとか、財政課でありますとか、そういう関係機関に配布し、各種の業務に活用をしているところでございます。

次に、3の連携推進費につきましては、四国八十八カ所霊場と遍路道の世界遺産登録を目指す取り組みでありますとか、全国知事会、四国知事会などの活動経費、また、四国4県の連携を推進するための経費などを計上してございます。このうち札所寺院調査等委託料は、四国遍路の世界遺産登録に向け、県内の札所などが史跡指定を受けるために必要となる文化財調査でありますとか、測量調査を行うための経費でございまして、文化庁からの補助金により執行するものでございます。来年度は、新たに安田町の神峯寺の測量調査を実施いたしますほか、室戸の金剛頂寺の文化財調査、最御崎寺の報告書作成などを行う予算を計上させていただいております。

その下の日本遺産サミット開催委託料でございますが、本年10月に開催する日本遺産サミットの運営や広報等を委託する経費でございます。日本遺産につきましては、現在、全国で67件が認定をされておりまして、このうち本県の関連としましては四国遍路、それから、中芸地区の森林鉄道から日本一のゆずロードへの2件がございます。10月のサミットには全国各地から日本遺産の関係者や文化庁など政府関係者、あるいは旅行エージェントなど多くの方々に御来県いただける見込みとなっております。

次に、13ページをお願いをいたします。

一番上の四国4県連携推進費負担金は、四国4県が連携をしまして一体と取り組むことによりまして、四国の総合力の向上や効率的な対応が期待できます事業に関しまして4県が均等に負担をしているものでございます。

次に、4行目の薩長土肥連携事業費負担金、これが新たに加わってきております。これは本県と山口県、佐賀県、鹿児島県の4県で構成されます薩長土肥同盟への負担金でございまして、この同盟は、ここ数年、幕末維新150年を契機としまして、歴史観光を中心を取り組んでまいりました4県が、これからも相互に連携してさまざまな取り組みを行うことを目的としまして、昨年11月に発足したものであります。来年度は鹿児島で4県の高校生等が幕末、明治の偉人やその志を学ぶ青少年交流事業等を行う予定としています。

次の4こうちふるさと寄附金事業費は、いわゆるふるさと納税の広報経費や寄附をいただいた方にお送りする記念品に係る費用などを計上しております。このうち、記念品配送等委託料は記念品の調達や配送業務などを県内の事業者に委託するものでございます。ふるさと納税につきましては、今年度もさまざまな工夫を行ってまいりました結果、平成30年度の寄附件数が前年度の3倍を超えるような実績となっており、そういうことも踏まえまして当該委託料も、前年度より、500万円余りの増額となっております。

その下の寄附情報管理システム保守等委託料は、ふるさと納税の寄附情報を管理するシステムの保守を委託するものでございます。

その下のパンフレット作成等委託料は、ふるさと納税の記念品などのパンフレットの作成ですとか、ポータルサイトへの掲載、更新などを委託するものでございます。

次に、5の東京事務所管理運営費につきましては、東京事務所の職員 17 名分の人工費のほか、事務所の賃借料、それと、職員宿舎の借り上げ料などを計上しております。

次の 14 ページをお願いをいたします。6 の東京事務所活動費は、国や他県との連絡調整に要する費用でありますとか、企業誘致、観光客誘致などに係る経費を計上しております。このうち、パンフレット配布等委託料は、首都圏で開催されます観光イベントや物産展などにおきまして、来場者へのパンフレットの配布や、その事前の封詰め、そういういった作業を委託するものでございます。

次に、15 ページをお願いをいたします。先ほど御説明をいたしました、こうちふるさと寄附金の記念品配送等委託料につきましては、毎年、業務の契約期間を6月から翌年6月までとしておりまして、今回の債務負担も平成32年4月から6月までの委託料、35万8,000円について債務負担行為をお願いするものでございます。

当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、平成 30 年度 2 月補正予算を御説明をさせていただきます。資料ナンバー④の議案説明書（補正予算）の 6 ページをお願いします。

まず、歳入につきましては、7 款分担金及び負担金の 97 万 3,000 円、これは東京事務所に勤務する香南市からの交流職員が利用しております職員宿舎借り上げの家賃及び共益費の一部に係る香南市からの負担金でございます。

次に、11 款寄附金の 2 特定寄附金につきましては、本年度のふるさと納税の寄附見込み額のうち、さきの9月補正で7月豪雨の被災者を支援する事業に充当いたしました額を除きます 5,900 万円を計上しております。

あわせて、こうちふるさと寄附金の基金の運用益を 10 款財産収入に 2 万 8,000 円計上しております。

次に、7 ページをお願いをいたします。歳出でございます。右端の説明欄でございますけれども、1 のこうちふるさと寄附金事業費 142 万 9,000 円につきましては、本年度、ふるさと納税の実績が大きく伸びたことを受けまして、昨年12月の本議会でも、増額補正を行ったところですけれども、さらに見込みを上回る寄附がありましたことから、記念品配達等委託料の増額をお願いするものでございます。

次に、2 の東京事務所管理運営費につきましては、香南市からの交流職員の給与相当額を負担金として、香南市に支出するものでございます。

最後に、3 のこうちふるさと寄附金基金積立金は、先ほど歳入で御説明をいたしました、ふるさと寄附金とその運用益を基金に積み立てるものでございます。

以上で政策企画課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎久保副委員長 常にお願いをしております四国八十八カ所の世界遺産のことについてですが、課長から御説明がありましたように、四国4県で連携推進費をきちんと位置づけて、その中で、文化庁からの補助もいただいて、札所などの調査をやっているということなんですねけれども、高知県の観光が、これからインバウンドを飛躍的に伸ばすときには、この四国八十八カ所の世界遺産登録というのは大きなステップになると思います。もちろん四国八十八カ所だけではないんですけども。特に、この四国八十八カ所は、高知県単独ではなくて、四国4県を周遊して回っていくという意味で、本当にインバウンドをふやすのにぴったりの材料だと思います。そこで、先般、私は、四国観光議員連盟で文化庁に行つたときも、お話を伺いました中で、まずは世界遺産への御要望もさることながら、国内のいろいろな重要文化財ですとか史跡ですとか、そういう位置づけを、まずは四国4県で連携してやってくださいと。それが、世界遺産に向けてのステップですねというふうにおっしゃっていただいて、まさに今、ここでやっていたりのように史跡の札所自体の調査とか、また、札所と札所をつなぐ遍路道の調査を四国4県が連携推進費でやられてると思いますが、今後、この調査が大体いつくらいまでに終了して、その後、いつくらいに世界遺産に向けて、文化庁に申請をしていくだとか、ざっくりした見通しで構いませんので、教えていただいたらと思います。

◎小笠原政策企画課長 四国4県でそれぞれ分担して計画をつくっておりまして、平成28年度にそういった計画をつくったんですけども、平成29年度から10年間で各札所のその文化財調査を行おうということで、順次計画を立てて各お寺の調査を進めているところでございます。さつき1点申しました4県連携推進費と別にこの文化財調査自体は、各県がそれぞれやっておりまして、4県連携でやっているのがシンポジウムですか、それぞれ共同でやる文化庁への政策提言活動がありますとか、そういったものを4県連携でやっているところでございます。

◎久保副委員長 ということは、4県が一緒になって平成29年から10年間で調査をしましょと、歩調を合わせてやられてると思うが、過年度にも、世界遺産に向けて一度二度やった経緯はあるんですけども、まだまだということも文化庁のほうからあったんです。今後、再度そういう申請をしていくのは、この10年くらいの調査が終わってから後になるんでしょうか。

◎小笠原政策企画課長 国がユネスコに世界遺産登録の申請を行う前に、いろんな審査過程があろうかと思います。その手前で暫定一覧表というのがございまして、そこに今8件残っています。いわば8件は、まだ我々よりも先行している組がいらっしゃるわけですから、その暫定の一覧表のものが徐々に世界遺産に抜ける組も出てきまして、だんだん減ってまいります。こうした中で、国の募集がどのタイミングで、行われるかというのは、

まだ見えないところでありますけれども、やはりいつその募集が行われたとしても、こういった保存調査を確実に進めることによりまして、即座に対応できるように、4県足並みそろえてまいりたいと考えているところでございます。

◎久保副委員長 よくわかりました。冒頭申しましたように、高知県、四国のインバウンドを飛躍的にアップするのには、この四国八十八カ所の世界遺産登録というのは本当に大きなインパクトになってますんで、ぜひ、4県で連携して頑張ってください。お願いします。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈広報広聴課〉

◎明神委員長 次に、広報広聴課の説明を求めます。

◎信吉広報広聴課長 まず、平成31年度当初予算につきまして御説明をいたします。資料ナンバー2の議案説明書（当初予算）の16ページをお開きください。

まず、歳入についてですが、10財産収入の1財産運用収入、1財産貸付収入500万円は県のイメージキャラクター、くろしおくんのデザイン使用料を新たに計上するものでございます。くろしおくんのデザインにつきましては、これまで営利目的の使用を許可しておりませんでしたが、県のイメージ向上に資すると認められるものに関しましては、営利目的の場合でも、有償で使用することができることとし、その使用料を県内の事業者が使用される場合は小売価格の3%、県外の事業者の場合は5%をいただくものです。

その下の2利子及び配当金640万円につきましては、県が保有しております民間放送局3局の株式の配当金でございます。

次に、14諸収入、8雑入の396万円は、主に県の広報紙やホームページへの広告掲載料収入でございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。17ページをお開きください。右側の説明欄に沿って主なものを説明させていただきます。

2広報広聴費の1つ目、広報紙編集等委託料と、その下の広報紙配布委託料は、いずれも県の広報紙さんSUN高知の発行のための経費です。

上段の広報紙編集等委託料につきましては、さんSUN高知のデザインレイアウトや表紙の企画など、編集業務の一部を民間事業者に委託するものです。

ここで関連する債務負担行為について御説明させていただきます。19ページをお願いいたします。

広報紙編集等委託料として、平成32年4月号から35年3月号までのさんSUN高知編集業務の一部を委託するための経費について、3年間の債務負担をお願いするものでございます。

17ページに戻っていただきまして、次の広報紙配布委託料は、各家庭への広報紙の配布

を市町村に委託する経費でございます。委託先は 29 市町村で、残る 5 町村は、その町村自身の広報紙を毎月発行していないため、新聞折り込みにより、配布を行っております。

次の新聞広告制作委託料は、県の重要政策やお知らせなどを掲載するに当たり、そのデザインやレイアウトを広告代理店に委託するための経費です。

次の番組制作放送等委託料は、県の広報番組の制作放送を県内の民間放送局に委託するための経費です。テレビではおはようこうちなどの定時番組や基本政策をテーマとした特別番組を制作放送し、ラジオでも県の取り組みをわかりやすくお伝えしているところでございます。

次の県ホームページ運用保守等委託料は、県のホームページに関するシステムの運用保守を委託するための経費です。

次のインターネット動画配信事業委託料は、知事の記者会見の映像をインターネットを活用して制作配信するための経費です。

次のくろしおくん着ぐるみ制作委託料は、県のイメージキャラクターくろしおくんの着ぐるみを新しく制作するための経費です。

次のインターネットホームページ作成委託料は、くろしおくんを活用して高知県の魅力や、より親しみやすくやわらかい内容で県政情報を発信するための専用ページを新たに制作するための経費です。

次の県民世論調査委託料は、県民の意識やニーズなどを把握し、県政運営の基礎資料とするために、毎年行う世論調査に係る経費です。

次の受付案内業務等委託料は、本庁の玄関と県民室での案内業務や代表電話の交換業務などを民間業者に委託するものです。委託期間は平成 31 年度から 3 年間で現年分として 2,462 万円余りを計上しております。この委託機関について、昨年度、総務委員会では新規事業者の参入を促すことによる競争性を確保するため、3 年間から 5 年間へと見直しを行うこととしておりましたが、四国他県が最長で 3 年以下の契約であることや、合わせて委託する文書情報課業務について、公文書館の開館後の状況を踏まえて改めて検討する必要があると判断し、3 年間といたしました。

今回、新規事業者の参入を促すために新規事業者でも業務内容を理解の上、企画提案していただけるよう県民室や電話交換室等の現場見学会を初めて開催いたしました。

また、委託業務と関係性の高い人材派遣、コールセンター、ビルメンテナンス等の事業者にもプロポーザル審査会のご案内文書をお送りしました結果、説明会への参加が 7 社、プロポーザル審査会へは 2 社に御参加をいただきました。

最後に、事務費として 3,729 万 1,000 円を計上させていただいております。そのうち主なものを説明させていただきます。最も金額の大きいものとしましては、広報紙さん S U N 高知の印刷費で約 1,511 万円でございます。そのほか事務費としましては、さん S U N

高知の新聞折り込みの手数料や県外向けの発送料、また、新聞掲載料などが含まれております。

平成 31 年度当初予算につきましては以上でございます。

続きまして、平成 30 年度補正予算について説明をいたします。資料ナンバー 4 の議案説明書（補正予算）の 8 ページをお開きください。

1 広報広聴費につきましては 400 万円の減額をお願いしておりますが、これは広報紙さん S U N 高知の印刷費の入札残を減額させていただくものです。

補正予算につきましては以上でございます。

以上で、広報広聴課の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎浜田（豪）委員 インターネットホームページ作成委託料は、先ほどくろしおくんを使ったやわらかいホームページをと課長は説明されましたけれども、そもそも今までかたかったのか、どういう需要があってやることになったでしょうか。

◎信吉広報広聴課長 今まで、テレビ、ラジオ、新聞、ツイッターなど、いろんな媒体を使って発信をしておりましたけれども、やはり行政が出す情報ということで、どうしてもかたくなりがちがありました。

昨年度の世論調査の結果で、県の広報活動を見聞きしたことがないという若者がたくさんおりまして、ここは今後、県政を官民協働で担っていただく若者には、県政情報を伝えいかなければならぬという課題意識はありますし、若者に対してどうやって情報発信をしていくかと考えたときに、その世論調査ではツイッターとか、フェイスブックなどの S N S の利用が相当ふえておりましたので、そういったやわらかい情報で若者向けの手段を考えようということになりました。

他県でくまモンとか、みきやんが情報発信に取り組まれておりまして、県の知名度も相当上がって盛り上げてくれておりましたので、おくればせながら、県のイメージキャラクターのくろしおくんを今まで生かし切れてなかつたので、これからは生かしていこう、くろしおくんにつぶやかせて若者に伝えていこうと、事業化をすることにしました。

◎浜田（豪）委員 個人的にはくろしおくんが、みきやんとくまモンと対峙できるのか、考えるところはありますし、せっかくくろしおくんがおりますので、有効に活用していくぞ、ぜひ若者に、くろしおくん自体をもう少しアピールしつつやっていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

◎弘田委員 くろしおくん関連で。民の方にも貸すということで 500 万円の収入を計上しているんですけど、使用目的が県の公益に資するということなんですねけれども、その判断はどこがされますか。

◎信吉広報広聴課長 使用規定を今回新たに定めましたので、それに沿って広報広聴課で

判断をしていこうと思っております。

◎弘田委員　えいことやと思うんで、どんどん進めたらいいと思います。ただ、民間で私的な利益を追求するときに、くろしおくんを使うということですから、きちんとした判断をしたということでなければ、やっぱりつくる意味がなくなりますので、そういったことをきちんと決められてやられたらしいと思います。ぜひ頑張ってください。

◎明神委員長　質疑を終わります。

#### 〈文書情報課〉

◎明神委員長　次に、文書情報課から説明を求めます。

◎徳橋文書情報課長　まず、平成 31 年度当初予算を御説明をさせていただきます。資料ナンバー②当初予算の議案説明書の 20 ページをお願いをいたします。

平成 31 年度の歳入の総額につきましては、一番下の欄にございますとおり 8 億 2,527 万 5,000 円で前年度と比較しますと、7 億 7,355 万円の増となっております。

主な内訳ですが、まず、12 繰入金の（1）県有建築物南海トラフ地震対策基金繰入としまして 8,779 万 3,000 円と、15 県債（1）公文書館整備事業債 7 億 3,700 万円につきましては、公文書館の整備に充当するものでございます。

次に、歳出予算につきまして御説明をさせていただきます。21 ページをお願いをいたします。

一番上の本年度の欄にございますが、平成 31 年度の歳出予算額の総額は 10 億 1,178 万円で、前年度の当初予算と比較しますと 8 億 8,715 万 7,000 円の増となっております。

歳出の内訳につきまして、右側の説明の欄で主なものを御説明させていただきます。

1 人件費につきましては、当課の職員 9 名の人件費でございます。

2 文書情報費ですが、公文書開示審査会など 4 つの審査会等の委員 27 名の報酬でございます。

次に、1 つ飛びまして、一番下にございます文書情報システム運用保守委託料は、職員が行う文書の起案や保存などの一連の文書事務などに対応する文書情報システムの運用保守等を委託するものでございます。

22 ページをお願いをいたします。公文書管理業務委託料は、具体的な業務としましては、各課からの公文書の受け入れ、受け入れた公文書の管理、それから、閲覧、貸し出しの対応、保存期間が満了した公文書の廃棄等を民間に委託するものでございます。

1 つ飛びまして、事務費につきましては、非常勤職員 1 名、臨時職員 3 名の雇用に係る経費や職員の旅費、書庫の整備に要する経費などでございます。

次に、3 公文書館整備事業費でございます。公文書館の改修工事の予算としまして、平成 30 年度、平成 31 年度の債務負担行為をお願いをしておりまして、工事は昨年 12 月 11 日から本年の 10 月 6 日を工期として既に着手をしております。平成 31 年度の債務負担の

現年予算化をするものでございまして、改修工事監理委託料として 1,412 万 9,000 円。下から 2 つ目、改修工事請負費としまして 8 億 931 万 6,000 円をお願いをしています。

そのほかに整備委託料としまして、書架の補強、公文書館への公文書の搬入などに要する経費。管理委託料として公文書館の機械警備などに要する経費。広報等委託料としてリーフレットや展示用パネルの作成などに要する経費。事務費としましては閲覧室や展示室の整備や、光熱水費を初めとする施設の運営に要する経費を計上させていただいております。

続きまして、平成 30 年度補正予算につきまして御説明をさせていただきます。資料ナンバー④の補正予算の議案説明書の 10 ページをお願いをいたします。

4 文書情報費の改修工事監理委託料と改修工事請負費につきまして、入札の結果、残が生じましたので、減額をさせていただくものでございます。

11 ページをお願いをいたします。公文書館の整備に係る繰越明許費につきまして御説明をさせていただきます。

高知城への観光客の安全対策につきまして、高知城内への工事車両の乗り入れを制限する必要が生じまして、工事の手順の見直しに日時を要しましたことから繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

当課の平成 31 年度当初予算、平成 30 年度補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、高知県個人情報保護条例の改正議案につきまして、御説明をさせていただきます。議案補足説明資料の赤のインデックス、文書情報課の資料をお願いをいたします。

今回の改正につきましては、県の事務事業の円滑な遂行等に資するため、また、南海トラフ地震等災害発生時において、機動的に対応するために個人情報の収集・利用・提供の取り扱い規定を改正するものでございます。

1 の個人情報の収集・利用・提供に関する規定の改正の部分をごらんください。資料の一番左に現行の規定の取り扱いの原則と、その例外をお示しさせていただいております。例えば、個人情報の収集につきましては、本人から収集することを原則とし、例外規定として点線の枠囲みの部分でございますが、本人の同意がある場合や、法令等に基づくときは本人以外からの収集を可能としているところでございます。

資料の真ん中に対応の必要性をお示しさせていただいております。先ほど御説明いたしました例外規定に該当しない場合は、条例の附属機関でございます、高知県個人情報保護制度委員会に諮問し、審査を受ける必要がございますが、事務事業を円滑に遂行する上で迅速性に欠けますし、また、南海トラフ地震等の発生時に職員が現場で立ち往生することなく、機動的に対応できるように、県の各実施機関内での利用にとどまらず、市町村の皆様とも、県民の皆様の個人情報を相互に収集・提供できる仕組みを整えておくことが必要と考えております。また、一番下にございます要配慮個人情報は、病歴や障害の程度など

社会的差別につながる恐れのある情報でございまして、この情報の収集につきましては、本人の同意がございましても、現行規定では個人情報保護制度委員会に諮問する必要がございますので、緊急時において迅速に収集し、対応することができないということになっております。

こうしたことから、右の欄、対応策でございますが、国や市町村など公的な機関とのやりとり、また、県の各実施機関内のやりとりに限りまして、相当の理由がある場合には、収集・利用・提供を可能とする規定と、要配慮個人情報につきましては、本人の同意がある場合と緊急事態のときには収集を可能とする例外規定をそれぞれ追加する改正をさせていただくものでございます。

2の昨年12月定例会の総務委員会以降の取り組み状況につきましては、委員会以降1月間、意見公募、パブリックコメントを実施いたしましたが、県民の皆様からは御意見はございませんでした。また、個人情報保護制度委員会に諮問をいたしまして、施行に当たっては、解釈運用基準を適切に整備するとともに、職員に周知徹底し、適正な運用を図るようにとの要請とともに、御承認をいただいたところでございます。

3の施行日でございますが、平成31年4月1日に施行してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 この個人情報の条例の改定の件なんですけれども、先ほど審議会等の資料で御説明をいただいた、1月28日の審議内容で、要配慮個人情報の収集の制限の例外規定が継続審議になっている理由と中身は、具体的に何なんでしょうか。

◎徳橋文書情報課長 1番目と2番目で継続審議というふうになっております。これは障害福祉課の案件でございまして、新たなサービスに向けて、各障害者施設から調査をして情報をいただくということで諮問をしていただいておりまして、昨年11月に当初諮問をしていただいて、その情報の項目について、もう少し整理をということで継続になったもので、この1月28日に承認ということになったものでございます。個人情報の保護条例の改正につきましては、一番下の制度の運営に関する重要事項ということで、改正の諮問をさせていただいたところでございます。

◎塚地委員 わかりました。

それで、2のところの個人情報保護制度審議会への諮問の中で、改正条例の施行に当たっては、解釈運用基準を適切に整備し、その後、職員に周知徹底するということが大事なんですよということを含めて承認したという形になっていて、個人情報というのは、民主主義のある意味、個人のプライバシーの基本、人権の基本でもあるわけで、大事な取り扱いが必要だと思うんですけども、この解釈運用基準を適切に整備するという部分は今ど

ういう状況になってるんですか。

◎徳橋文書情報課長 条例が可決されましたら、速やかにこの解釈運用基準を整備をいたしまして、職員に周知するということでございますが、解釈運用基準につきましては、今まで、この個人情報保護制度委員会に諮問をして答申をいただいた範囲内で基準づくりをしたいと思ってます。答申を超えるような案件については、引き続きこの委員会に諮問をさせていただくと、そういう線引きで基準をつくってまいりたいというふうに考えております。

◎塚地委員 4月1日に施行されると、直ちに始まる収集とか、利用とか、提供とかいうのはあるんですかね。

◎徳橋文書情報課長 新規の事業で、個人情報を収集する場合などが該当してくることになろうかと思います。事務を始める前には個人情報取扱事務登録簿の作成が条例で義務づけられておりまして、それを当課に提出をいただきて、私どもで今までの答申の範囲内の取り扱いになっておるのか確認をさせていただいて、その上で事務をしていただく取り扱いになっております。

◎塚地委員 わかりました。その部分は大変センシティブというか大事なところで、適正な運用が可能となるようにとは、当然のことやけれども。先ほど、その部分が条例が可決して、できるとおっしゃいましたけど、既に今の段階で準備がされていて、高知県個人情報保護制度委員会の皆さんには、見てもらったものが既にできてるっていうことですか。

◎徳橋文書情報課長 この基準自体は、まだ作成途中でございまして委員会にはまだお示しはございません。

◎塚地委員 そこが結構大事ですよね。解釈の運用がどうなるかということが大事なんで、その部分で制度の検討委員会の皆さんから要請があった。それが私はすごくキーポイントやないかと思うんですよ。この新しく条例を変えて運用していく上で、じゃあどう具体的に運用するという基準がまざないと、使うことになっていかないわけで、そこの基準がきちんと定まっていないのに施行するというのは、ちょっと逆なんじゃないかっていう、そこはどうなんですか。

◎徳橋文書情報課長 先ほども申し上げましたが、運用基準に関しては答申の範囲内で運用します。超える場合は引き続き制度委員会にお諮りをさせていただき、それで結構ですとなると。あとは、その基準の資料づくりになってまいりますけど、考え方は既に、委員会にお示しをして御了解をもらった上で、この改正条例について御審議を賜って承認をいただいたものでございます。

◎大野委員 公文書館の整備が進みゆう中で、同時進行的に公文書の管理条例も策定が進んでいきゆうんじやないかと思うんですけども、例えば、さっき塚地委員が言われたような、基準があつて初めて公文書の中身も決まってくるんじゃないかなと思います。どつ

ちが先かよくわからないのですが、その辺のタイムスケジュールとかを教えていただきたいです。

◎徳橋文書情報課長 後ほど、報告事項で説明をさせていただきたいと思いますが、まずは、もととなる条例案を御審議いただきまして、固まったものに沿って、ガイドラインをきっちり整備をしていきたいと考えております。公文書の条例のガイドラインも現在、検討しております。また、適切な時期にお示しをさせていただきたいと考えております。

◎大野委員 以前メモ書きを公文書とするとか、いろいろ議論もあったと思いますが、そういった中でどこまでが公文書の範囲とか、年数とかいろんなことも決まると、その建物もなかなか決まっていかないんじゃないかなと素人的には思うんですけれども、条例と整備はタイムスケジュール的にはどうなりますか。

◎徳橋文書情報課長 現在は、6月定例会に条例議案を上程をしたいということで作業を進めています。その後、規則の制定、それから、例規としましては、あとガイドラインと選別、公文書館へ移管する公文書の選別のためのマニュアルと、この4本を今同時並行で策定をしておりまして、条例を6月議会へ上程させていただきました後に、規則、ガイドライン、マニュアルというものを順次、第三者委員会にお諮りをして定めていくというスケジュール感でございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈法務課〉

◎明神委員長 次に、法務課の説明を求めます。

◎楠瀬法務課長 最初に、法務課の平成31年度当初予算について御説明させていただきます。資料ナンバー②の当初予算の議案説明書の23ページをお開き願います。

まず、歳入についてでございます。主なものとしましては、10の財産収入の120万円がございます。これは高知弁護士会への県有地の貸付収入でございます。

次に、24ページをお開き願います。平成31年度の法務課の歳出予算額は、上段の総務費の本年度欄にありますように、総額9,080万円を計上しております。前年度と比較しますと737万5,000円の減となっております。

5の法務費につきまして、右端の説明欄に沿って御説明申し上げます。

1の人事費は当課の職員11名の給与でございます。

2の法制管理費は、主に条例や規則の審査、県広報の発行などに要する経費のほか、公益法人の変更認定等の審査や行政不服審査に係る経費でございます。

まず、公益認定等審議会委員報酬の27万円でございますが、これは法人の公益性の認定の審査等を行っています、民間有識者4名からなります、合議制の機関である高知県公益認定等審議会の委員報酬でございます。

次に、行政不服審査会委員報酬の36万円ですが、これは行政不服審査法に基づきなさ

れました審査請求に対しまして、審査庁が採決をする際に、審査庁の判断の妥当性を第三者の視点から審査していただく、民間有識者 5 名からなります合議制の機関であります高知県行政不服審査会の委員報酬でございます。

次に、法令例規システム保守管理等委託料の 358 万 1,000 円ですが、これは法令例規システムの運用に要する経費で、この法令例規システムによりまして県民の方々や県職員が県の条例や規則などをパソコン上で検索、閲覧したり、また、職員が行う条例や規則などの改正作業を効率的に行うことができます。

次に、例規事務委託料の 110 万 8,000 円ですが、これは職員の事務処理の負担軽減を図るために、法令例規システムを使って行います規則や要綱等の改正に係る事務のうち、機械的な入力等の作業を法令例規システムの開発会社である株式会社クレスティックに委託するものでございます。

次に、宗教法人管理システム運用保守委託料の 119 万 4,000 円ですが、これは宗教法人管理システムの運用に要する経費で、宗教法人管理システムによりまして、県内に約 2,800 あります宗教法人につきまして、その基本データや規則を検索し、すぐに取り出せることができますとともに、宗教法人法で毎年提出が義務づけられております役員名簿、財産目録、収支計算等の提出状況をデータ化しまして、提出がされていない場合には督促状を発し、また、長期にわたって提出がないというときには、不活動状態であることを確認するなど、宗教法人についての管理を確実かつ効率に行うことができます。

次に、職員研修負担金の 6 万 4,000 円ですが、これは条例の制定や訴訟事務に係る研修に職員を参加させるための受講料でございます。

次に、事務費の 533 万円ですが、主なものとしましては、条例規則、告示などを登載しております高知県広報、県のホームページに掲載するために要する経費が 332 万 1,000 円、そのほかに旅費、需用費等が 200 万 9,000 円となっております。

3 の訴訟費ですが、県が当事者となる訴訟に関する経費や法律相談員の弁護士に関する経費でございます。

まず、訴訟事務委託料の 400 万円ですが、これは訴訟事務の処理を弁護士に依頼するときに支払う着手金でございます。

1 つ飛ばしまして、25 ページをごらん願います。

次に、事務費の 599 万 7,000 円ですが、これは主に訴訟事務の事件が終了したときに弁護士に支払う報償費の 300 万円と、県の法律相談員の弁護士 4 名の年間の法律相談に対する報償費の 280 万円でございます。

平成 31 年度当初予算の説明は以上でございます。

次に、第 44 号議案の高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案について御説明申し上げます。青色インデックスの総務部の議案補足説明資料の赤い

インデックスで法務課のページをごらん願います。

1の条例の概要にありますように、本条例は行政不服審査法に基づきまして、審査請求人等から審理員または行政不服審査会に対して、処分庁から提出されました書類など、審査に係る資料につきまして、写しの交付請求があった場合の交付事務に係る手数料の徴収について、必要な事項を定めたものでございます。

今回の改正内容ですけれども、2の条例の改正内容にありますように、工業標準化法の一部改正によりまして、「日本工業規格」の名称が「日本産業規格」に改正されますので、これに伴いまして、本条例の別表の備考に引用しております日本工業規格の名称を日本産業規格に修正するもので、下のほうに新旧対照表を載せております。

なお、施行期日につきましては、法改正の施行日に合わせまして平成31年7月1日としております。

以上で法務課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈人事課〉

◎明神委員長 次に、人事課の説明を求めます。

◎笹岡人事課長 それでは、当課の平成31年度当初予算について御説明させていただきます。お手元の資料ナンバー②の議案説明書（当初予算）の29ページをお開きください。

歳入予算の主なものを御説明します。

まず、7分担金及び負担金でございますが、列の中ほどの節の区分欄に（1）人件費負担金ということで1億4,834万1,000円を計上しています。このうちの1つは、市町村や他県に派遣している交流職員の人件費に充当するため、派遣先の市町村などから負担していただくものでございます。もう1つは、総合人事システム及び安否確認システムの2つのシステムを運用しております。公営企業局の職員も対象としておりまして、これに見合う相当分を公営企業局に負担していただくものでございます。

次に、14諸収入ですが、下から2行目の節の欄の区分欄に（6）人事課収入とあります。414万6,000円を計上しております。これは一般財団法人自治体国際化協会の海外事務所への職員派遣に伴う経費の助成として、同協会から交付していただく助成金や民間企業などの派遣職員用に県で借り上げている宿舎の共益費として、入居職員から受け入れてるものなどでございます。

次に、30ページをごらんください。

歳出予算である7人事費でございますが、平成31年度予算総額は4億4,186万2,000円となっておりまして、前年度と比較しまして4,169万2,000円の減となっております。

一番右の説明欄に沿って御説明します。

まず、1人件費は、人事課において勤務している職員 15 名分に、市町村や他県、国、民間企業等への派遣職員 33 名分を合わせた計 48 人分の人件費です。

2 人事管理費でございますが、職員の服務規律や倫理の確保、採用選考試験の実施などに要する経費のほか、高知県功労者表彰叙位叙勲などの栄典に関する経費を計上しております。

主なものについて御説明します。倫理審査会委員報酬は、職員の職務の倫理の保持に資するため、職員倫理条例に基づき設置している高知県職員倫理審査会委員 3 人に支払う報酬でございます。

2 つ飛ばしまして、総合人事システム運用保守等委託料でございますが、職員の異動情報、個人情報等を管理することを目的とする総合人事システムの保守に要する費用、それから、システムの基本ソフトにつきましてウィンドウズ 10 に対応できるようシステムの改修に要する経費でございます。

次に、安否確認システム運用保守委託料は、災害等発生時の職場体制の把握を迅速に行うため、職員の安否確認を実施するシステムの保守に要する費用でございます。

続きまして、31 ページをお開きください。

3 人事企画費でございます。自治大学校や民間企業、国などへの職員派遣研修に要する経費でございまして、このうち派遣研修負担金は自治大学校等への派遣研修に伴い県として負担する経費でございます。

次の研修費は、派遣研修に要する旅費や宿舎の借り上げなどに要する経費でございます。

4 人材育成費でございますが、職員研修等に要する経費でございまして、主なものとしては、研修業務の委託に係る経費や研修を受ける職員の旅費となります。このうち職員能力開発センター清掃等委託料は、職員研修を実施しております職員能力開発センターの施設管理に係る清掃警備機械設備の保守などでございまして、平成 32 年 3 月の 1 カ月分の経費でございます。

なお、平成 32 年 2 月までの委託経費につきましては、平成 28 年度から平成 31 年度にかけ業務指定委託をしております、2 つ下の職員研修等委託料に含まれております。この契約が平成 32 年 2 月までとなっているため来年度予算としては、これと別に平成 32 年 3 月分の施設管理に係る経費をここで計上しているものでございます。

次の職員研修管理システム保守管理委託料は、職員研修の受講の登録、それから、研修履歴の管理などを行うシステムの保守に必要な経費でございます。

次の職員研修等委託料は、職員能力開発センターで実施する職員研修や施設の管理に要する経費でございます。民間の人材育成機関の持つ専門性を有効に活用し、より質の高い研修を実施するとともに、効率的な施設の運営管理を行うため、現在、一般社団法人日本

経営協会、それから、株式会社ダイセイ連合体との間で平成 28 年度から平成 31 年度にかけまして 3 年度分の研修に係る業務委託を締結しております、経費につきましては、債務負担行為予算を承認していただいております。来年度は、この債務負担行為の最終年度ということになりますて、その分を歳出予算として計上するとともに、次期の複数年度契約の初年度分との合計額 5,956 万 6,000 円を委託料として計上しております。来年度予算として計上している次期委託契約につきましては、委託先が平成 32 年度から平成 34 年度まで行う研修に係る計画の策定などの準備作業を、来年度に行うための経費でございます。

次の日本経営協会負担金は、公務員の人材育成に関する全国的な団体である一般社団法人日本経営協会への負担金でございます。

次の研修費は人事課が実施します研修に係る各所属の職員が出席するための旅費でございます。

続きまして、債務負担行為について御説明しますので 32 ページをお開きください。

事項の欄に記載しております職員研修等委託料でございます。職員研修につきましては、先ほど御説明しましたとおり、現在の契約が平成 28 年度から平成 31 年度にかけた複数年契約となっておりまして、その次の契約につきましても複数年契約をしたいと考えております、プロポーザル方式で委託先を選定の上、契約を締結したいと考えております。委託内容につきましては、平成 32 年度から平成 34 年度までの 3 カ年の研修運営と前年度、平成 31 年度に行う準備のための業務を対象としておりまして、契約は平成 31 年度から平成 34 年度にかけて締結することとしております。これに伴う費用の総額としまして 1 億 6,231 万 7,000 円について債務負担をお願いしたいと考えております。

人事課の当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、補正予算について説明させていただきたいので、資料ナンバー④議案説明書補正予算の 12 ページをお開きください。

左端の科目のうちの 7 人事費ですが、総額 995 万 3,000 円の減額補正をお願いしております。

内容につきまして右端の説明欄で御説明します。

まず、1 人事企画費でございます。派遣研修負担金につきましては、自治大学校等での派遣研修につきまして、県として負担する経費を減額するものでございます。

その次の研修費につきましては、国や民間企業等への派遣職員用に東京で借り上げている宿舎の賃借料を減額するものでございます。いずれも推薦者がいなかつたりとか、派遣者数が当初よりも少なくなったことから不用額を減額するということでございます。

次の 2 人材育成費でございますが、職員研修管理システム更新等委託料は、入札残により、不要となった金額を減額するものでございます。職員研修等委託料は、研修の受講希望者数に応じたコース数の減などにより、減額をするものでございます。

最後に、3皇室関係費でございます。昨年の行幸啓に対応するため計上していた事務費につきまして、バス借り上げ料の入札残が生じたこととか、不測の事態を想定した経費も一定予算化しておりましたけれども、そのような事態が生じなかつたことなどから、不用額を減額するものでございます。

最後に、条例議案について御説明いたします。資料ナンバー⑥議案説明書（条例その他）の3ページでございます。

高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。この条例は学校教育法の一部改正に伴いまして、同法の引用規定を整理するというものでございます。

28ページをお願いします。

新旧対照表で御説明します。右側が現行、左側が改正後ということでございます。この条例は研修費用の償還条例ということで、県職員が大学院等に派遣中とか、派遣終了後5年以内に離職した場合の費用の償還について、必要な事項を定めるものでございますけれども、ここにありますように、第2条の2項でございますが、学校教育法の一部改正で、同法の104条の項番号が変わったことで、下線部のとおり改めるというものでございまして、規定の内容自体の変更はないということでございます。

施行は4月1日からということでございまして、条例議案の説明は以上でございます。

人事課の説明以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

それでは、ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時55分～12時58分)

◎明神委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。

浜田英宏委員が少しおくれるという連絡があつております。

〈職員厚生課〉

◎明神委員長 それでは、職員厚生課の説明を求めます。

◎竹崎職員厚生課課長 まず、平成31年度当初予算につきまして御説明いたします。右肩ナンバー2の議案説明書（当初予算）の33ページをお願いいたします。

歳入の主なものを御説明いたします。

一番上の7分担金及び負担金の節の欄にあります（2）職員福利厚生費負担金は、職員の健康診断等に係る公営企業局職員分の負担金を受け入れるものでございます。

次に、下から 2 行目の 15 県債でございます。内容につきましては次の 34 ページをお願いいたします。節の欄の（2）退職手当債は、知事部局等の職員の退職手当の財源に充てるものでございます。退職手当債を 30 億円発行することとしておりますが、そのうちの知事部局等の職員分が 6 億 8,700 万円となります。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。35 ページをお願いいたします。8 職員福利厚生費が当課の歳出予算となります。職員厚生課の平成 31 年度当初予算総額は 30 億 3,407 万 6,000 円で、平成 30 年度と比較しますと 1 億 9,770 万 4,000 円、約 6.1% の減となっております。

内訳について、右端の説明欄に沿って説明いたします。

まず、1 人件費のうち、3 つ目の地方公務員災害補償基金負担金は、公務災害、通勤災害に遭った職員に対して、医療費等の補償費を給付する制度の原資としまして、職員の給与総額の一定割合を負担するものでございます。

次の公務災害補償費は、非常勤職員や臨時職員など地方公務員災害補償基金の補償対象となっていない職員が公務災害等で被災した場合の補償費を計上しております。

次に、2 退職手当につきましては、下から 2 行目をごらんください。退職手当の 27 億 3,336 万 1,000 円につきましては、警察、教育委員会、公営企業局を除く知事部局などの退職者に対して支給するもので、平成 31 年度は定年退職 104 名、勧奨退職 19 名、普通退職等 17 名の計 140 名と臨時職員 352 名分並びに任期ごとに支給することとされている、知事、副知事の退職手当を見込んでおります。本年度よりも定年退職が 6 名減ることなどから 1 億 7,665 万 5,000 円減額となっております。

次の 36 ページをお願いいたします。

一番上の 3 恩給及び退職年金は昭和 37 年の地方公務員の共済年金制度の発足前に退職した職員及び遺族に対して、恩給法及び職員の退隠料等に関する条例に基づき退職年金等を支給するもので、平成 31 年度は警察職員、教員を含めた合計で 66 名分を見込んでおります。

次の 4 職員福利厚生事業費は、地方公務員法第 42 条の趣旨に基づき、職員の元気回復等目的に福利厚生の増進を図るための経費でございます。

次の 5 福利厚生施設整備費は、職員住宅の整備や管理などに要する経費でございます。

まず、職員住宅管理システム運用保守等委託料は、職員住宅への入居の承認や台帳管理、使用料の徴収などを行うシステムの運用保守業務を委託するものでございます。

次の職員住宅管理委託料は、県内の職員住宅の維持管理等を高知県住宅供給公社に委託するものでございます。

次の 6 職員健康管理費は、職員の心と体の健康づくりを推進するための経費でございます。

まず、職員健康診断等委託料は、一般健診、がん検診、特殊健康診断などの実施や、結果通知、保健指導などの業務を委託するものでございます。

次に、一番下の健康管理費負担金は、地方職員共済組合高知県支部が実施する人間ドック事業に対しまして、個人負担の7,000円を除いた費用の2分の1を負担するものでございます。なお、この負担金は相手方の地方職員共済組合高知県支部の支部長が知事となつておりますので、双方代理による契約を有効なものとするため、予算案の審議の中で、議会から事前許諾をいただきたいと思います。

次の37ページをお願いいたします。

最後の事務費は主にメンタルヘルス職員研修や健康相談事業などの経費でございます。メンタルヘルス対策につきましては、職員の心と体の健康づくり計画に基づきまして、早期発見、早期対応ができるような体制づくりと働きやすい職場づくりを進めてきております。また、ストレスが少なく働きやすい職場づくりを目指して実施しております職場ドックにつきましては、平成30年度は全職場で取り組まれ、情報共有や仕事のしやすさの工夫、執務環境の整備といった面で成果が出ておりましたので、来年度も引き続きこの取り組みを進めてまいります。

平成31年度当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、平成30年度の補正予算について御説明いたします。右肩ナンバー4の議案説明書13ページをお願いいたします。歳出につきまして、右の説明欄をごらんください。

1人件費の169万4,000円の減額は、地方公務員災害補償基金負担金について、前年度に概算で支出していた平成29年度分の負担金が決算により、金額が確定いたしましたので、不用になった金額を減額するものでございます。

次の2恩給及び退職年金の643万5,000円の減額は、受給者数の減少によるものでございます。

職員厚生課からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 東京事務所の職員住宅が、前は広尾にありましたわね。今は、王子とかいろいろありますけれども、去年の県人会で、土佐寮を改修したらどうかというような提案も出てまして、男子寮、女子寮、両方南と北でという話もありますが、そんな中で、東京事務所の職員住宅もその中へ考えてみたらどうかなと、思っております。また、これは御検討いただけたらということでお願いをしておきたいと思います。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈財政課〉

◎明神委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎永渕財政課長 まず、平成31年度当初予算から御説明をさせていただきます。右上に②

と書いてございます議案説明書（当初予算）38ページをお願いいたします。

まず、歳入につきまして主なものを御説明をさせていただきます。一番上、3地方譲与税につきましては、141億8,300万円余りを計上しております、前年度比9億6,800万円余りの増となっております。

これは1の地方法人特別譲与税につきまして、地方財政計画などを踏まえ8億2,900万円の増額。

また、下から5段目にございますけれども、5森林環境譲与税の新設によりまして、1億4,200万円余りの皆増を見込んでいるものでございます。

一番下の4地方特例交付金につきましては、7億2,000万円余り計上しております、前年度比5億1,500万円余りの増となっております。これは39ページをごらんをいただきますと、3段目に2子ども・子育て支援臨時交付金の新設ということで3億4,300万円余りの皆増を見込んでいることによるものです。

次に、5の地方交付税につきましては、1,710億円余りを計上しております、前年度比19億5,300万円の増となっております。

一方、後ほど御説明をいたします、臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税ベースで申し上げますと、前年度比26億円余りの減と見込んでいるところでございます。

次に、42ページをお願いいたします。

4段目の15県債、15臨時財政対策債につきましては、147億円余りを計上しておりますが、先ほど御説明しましたように前年度比45億円余りの大幅な減額ということになっております。

続きまして、43ページをお願いいたします。

まず、中段の9財政費についてでございます。一番右側の説明欄をごらんいただきますと、2一般管理費とございますけれども、知事、部局長などの交際費と職員の病気休暇や産前産後休暇などにより、臨時職員を雇用する場合に係る経費などを全庁の調整的な経費663万円余りを計上しているものでございます。

その下、3財政管理費につきましては、財政課の事務費と部内の総務事務費、総務事務経費を計上しているものでございます。

44ページをお開きください。

こちらは2段目に16公債費とございますけれども、1元利償還費の右端の説明欄をごらんいただきますと、2県債管理特別会計繰出金とございます。こちらにつきましては、地方債の元利償還金などに充てるために県債管理特別会計に繰り出しをするというものでございまして、658億円余りと、前年度より、19億円余りの減となっております。

次に、17諸支出金の2基金のうち1減債基金の積立金につきましては、94億円余りと前年度より、13億円余りの増となっております。

続いて 45 ページをお願いいたします。

こちらは退職手当基金、財政調整基金、また、職員等こころざし特例基金、防災対策基金、それぞれ運用益を積み立てるというものでございます。

その下、3 公営企業支出金のうち、3 の病院事業会計支出金につきましては 40 億 7,700 万円余りを計上しております。内訳といたしましては、一番右の説明欄にございますけれども、救急や高度医療、建設改良等に要する経費などを繰り出し基準に基づきまして病院事業会計に繰り出します負担金、こちら 35 億 6,900 円万円余りを計上しております。

また、病院事業会計貸付金につきましては 3 億 8,200 万円余りを計上しております、病院事業会計における、企業債等の償還金の減などによりまして前年度より、3,000 万円余りの減となっております。

一番下の段 18 予備費は、1 億 4,000 万円を計上しております前年度より、7,000 万円の増となっております。これは昨年の豪雨災害を契機に全国的に異常気象、災害が多発をしているということも踏まえまして、今後の災害対応を見据えて増額をするというものでございます。

続きまして、県債管理特別会計について御説明をいたします。781 ページをお願いいたします。

県債管理収入でございますけれども、上から 3 段目、一般会計からの繰入金 659 億 3,400 万円余りと、その下段、満期一括償還等に伴います借換債 342 億 3,800 万円を計上しております。

続いて 782 ページをお願いいたします。

こちらは歳出でございますけれども、公債費全体で 1,001 億 7,200 万円余りと前年度より、60 億円余りの増となっております。こちらは借換債の増などによるものでございます。

続きまして、平成 30 年度補正予算につきまして御説明を申し上げます。右上に④と書いております議案説明書（補正予算）の 14 ページをお願いいたします。

歳入につきまして、まず、3 の地方譲与税について 5 億 6,100 万円余り増額をすることとしております。

また、中ほどにございます 5 地方交付税につきましては、13 億 100 万円余りを増額することとしております。こちらは今年度の交付実績見込みが当初の見込みを上回ったことに伴うというものでございます。

続いて 15 ページをお願いいたします。

12 繰入金の 2 基金繰入金につきましては、2 月補正予算全体におきまして、国の緊急対策や予算の効率的な執行などにより生じた財源を活用したということで、減債基金からの繰り入れ、すなわち取り崩し 46 億 4,700 万円余りと、財政調整基金の取り崩し 13 億 2,100 万円余りを減額をすると。取り崩しをやめるということでございます。

続きまして、歳出の説明に移ります。16 ページをお願いいたします。

まず、16 公債費の 1 元利償還費の説明欄、県債管理特別会計繰出金につきまして 8 億 8,400 万円余りを減額することとしております。これは特別会計の元利償還金におきまして借入金利が見込みを下回ったということによるものでございます。

続きまして、県債管理特別会計について御説明をさせていただきます。366 ページをお願いいたします。

まず、歳入の県債管理収入でございますけれども、一般会計からの繰入金 8 億 8,400 万円余りの減額というものでございます。

また、続いて 367 ページの歳出でございますけれども、3 段目の 1 元利償還費を 8 億 8,400 万円余り減額をすることとしております。こちら先ほど一般会計のところでも御説明申し上げました特別会計の元利償還金において金利が見込みを下回ったということによるものでございます。

予算に関しては以上でございます。

最後に、右上に⑤と書かれました条例その他議案の 11 ページをお願いいたします。

第 49 号議案、高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案につきまして御説明を申し上げます。この高知県職員等こころざし特例基金は南海トラフ地震対策の加速化を図り、特に、本県の将来を担う子供たちの安全安心を確保する対策を、より一層推進することを目的としたとして、平成 25 年 7 月 1 日から設置をいたしまして保育所や幼稚園等の高台移転などの南海トラフ地震対策関連事業に活用をしているというものでございまして、南海トラフの計画にあわせて期間を設定をしていたものでございます。

今回の改正は、南海トラフ地震対策行動計画が 3 年間延長されることにあわせまして、当該基金の設置期間を平成 31 年 5 月 31 日から平成 34 年 5 月 31 日まで延長しようとするものでございます。

財政課の説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈税務課〉

◎明神委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎川崎税務課長 まず、平成 31 年度の一般会計当初予算案について御説明をいたします。お手元の資料ナンバー②の当初予算の議案説明書の 47 ページをお願いいたします。

平成 31 年度の歳入予算のうち県税収入については、県経済が緩やかに持ち直していることとされていますことから、平成 30 年度の当初予算との比較で、1.5% 増の 669 億円余

りを見込んでおります。

主な税目について御説明をいたします。

まず、上から 3 番目の個人の県民税でございます。県内の雇用情勢が改善し、納税義務者数の増加が見込まれることと雇用者所得も増加傾向にありますことから、平成 30 年度の当初予算との比較で 1.5% 増の 220 億 9,000 万円余りを見込んでおります。

その下の法人県民税と一番下の法人事業税の、いわゆる法人 2 税につきましては、企業の生産活動や設備投資が緩やかに増加をしていることから、平成 30 年度の当初予算との比較で、法人県民税では 2.8% 増の 24 億 8,000 万円余り、法人事業税では 2.2% 増の 127 億 8,000 万円余りを見込んでおります。

48 ページをお願いいたします。

一番上の地方消費税につきましては、県経済が緩やかに持ち直しをしており、個人消費も緩やかに持ち直しをしておりますことから、平成 30 年度の当初予算との比較で 2% 増の 124 億 1,000 万円余りを見込んでおります。

次に、下から 3 番目の自動車取得税と、次のページの上から 2 番目の自動車税につきましては、本年 10 月 1 日に、車体課税の見直しが行われますので、まず、制度の改正内容について御説明をいたします。

お手元の議案補足説明資料の総務部という青いインデックスの中の赤いインデックスで税務課とありますところをお願いいたします。この資料の中ほど 2 番、新たな車体課税の内容にありますように地方税法の改正によりまして、左の端の列の自動車税と左から 2 列目の軽自動車税がそれぞれの種別割に名称が変更されます。さらに、左端の列の自動車取得税が廃止されまして、新たに自動車税と軽自動車税に新しい税目としまして環境性能割が導入されることになります。これは本年 10 月 1 日に見直しが実施をされるところでございます。

先ほどの資料ナンバー 2 の当初予算の議案説明書の 48 ページにお戻りください。

下から 3 番目の自動車取得税は先ほど御説明いたしました車体課税の見直しによりまして、平成 31 年 9 月 30 日で廃止をされますので、半年分の税収としまして平成 30 年度の当初予算との比較で、47.7% 減の 4 億 9,000 万円余りを見込んでおります。一方、10 月 1 日に新設がされます自動車税の環境性能割につきましては、49 ページの 9 自動車税の 2 つ下の 2 環境性能割として記載をしておりますが、税収としましては 2 億 9,000 万円余りを見込んでおります。

また、従来の 9 月末までの自動車税につきましては、その 1 つ上の 1 自動車税としまして、前年度並みの 77 億 9,000 万円余りを見込んでおりまして、その 2 つ下の 3 種別割につきましては、10 月以降の新規登録に係る月割課税分としまして 5,900 万円余りを見込んでおります。これらの合計をしますと平成 30 年度の当初予算との比較で 0.8% 増の 78 億

5,000万円余りを見込んでおるところでございます。

次に、下から3番目の地方消費税清算金でございます。県内の税務署に申告納付されました地方消費税は、国から各県に払い込まれますが、その税収を最終消費地に帰属させるために、消費に関連したデータと人口に基づいた基準によりまして、各都道府県間で清算が行われます。

この清算金は、清算の結果、他県から本県に払い込まれるものですが、歳入の科目としましては、税収とは別の科目とされております。平成31年度につきましては、景気の回復によりまして全国の地方消費税収の増加が見込まれますことから、平成30年度の当初予算との比較で3.2%増の278億3,000万円余りを見込んでおります。

各税目とも直近の実績や景気の動向また、個別の変動要因なども加味しながら税収を見込んでおりますが、今後の動向には十分注意してまいります。

以上で、歳入予算の説明を終わります。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。52ページをお願いいたします。税務課の歳出予算につきましては、前年度と比較をして4,800万円余りの減となる総額23億900万円余りとなっております。

歳出の主なものにつきまして、右の説明欄に沿って御説明申し上げます。

まず、人件費でございますが、税務課と県税事務所の職員136名の給与でございます。

次の賦課徴収費は、税務課と県税事務所におきまして、県税を賦課徴収するために必要な経費でございます。

上から3番目の県税等収納業務委託料は、コンビニエンスストアでの県税の収納業務を収納代行者に委託するための経費でございます。

4つ下の債権調査回収委託料は、税外未収金のうち、県職員では回収が困難となっている債権を、専門知識と回収のノウハウを有する弁護士に回収業務を委託するための経費で、債権回収の促進を目指すものとなっております。

一番下の地方税共同機構負担金につきましては、自治体の共同運営組織としまして、地方税の事務に関する支援や、事務の合理化、納税義務者の利便性の向上などを目的に平成31年4月1日に設立予定の地方共同機構に対する負担金でございます。この組織は地方税に関する業務を行う3つの団体を統合いたしまして、それぞれの業務を引き継いで実施する団体でございます。法人2税の電子申告や自動車登録業務の電子申請システムなどの共同管理、そして地方税に関する調査や研究、広報や研修などを実施をいたします。

続きまして、53ページをお願いいたします。

3番目の地方消費税徴收取扱費負担金につきましては、地方消費税が国税である消費税とともに、税務署に申告納付されますことから、国において地方消費税の賦課徴収に要する経費として、地方税法の規定に基づきまして算定した額を、県から国に支払うものでござ

ざいます。

次の3納税促進費につきましては、市町村や特別徴収義務者に対する交付金や税に関する知識の普及や啓発活動など、県税の収入確保のために必要となる経費でございます。

2つ目の個人県民税徴収取扱費市町村交付金と、3つ目の軽油引取税特別徴収義務者交付金につきましては、個人県民税の賦課徴収を行う市町村や軽油引取税の特別徴収を行う石油販売店などに対しまして、地方税法の規定などに基づきまして、それぞれ交付するものでございます。

次の4税務電算事業費につきましては、県税の賦課徴収に係る一連の事務を、システムで処理するために必要となる経費ですが、税制改正などに伴う税務総合システムの修正などの経費や、国から提供される税務データの処理や、県域を越えて申告納入される税目に関するデータの共同処理に係る経費、そして県税を賦課徴収するために業務を処理するための、税務総合システムの運用保守業務を委託する経費となっております。

一番下の収入証紙等管理特別会計繰出金につきましては、後ほど特別会計で御説明をいたします。

54ページをお願いいたします。

諸支出金につきましては、本県で収納した県税を都道府県間で清算を行うための経費や、県税収入を地方税法の規定により、市町村に交付する経費、そして過誤納金の還付に要する経費でございます。

主なものにつきまして御説明をいたします。

1 地方消費税清算金は、各県で納付された地方消費税を最終消費地に帰属させるために清算を行った際に、高知県から他県に支払う清算金でございます。

次、利子割交付金から7番目の自動車取得税交付金までの6つの交付金に、10番目の自動車税環境性能割交付金を加えました7つの交付金は、県税収入の一定割合を地方税法の規定に基づきまして市町村に交付するものでございます。

一番下の県税還付金等支出金につきましては、一旦納付された県税が納め過ぎとなつた場合や誤って納められていた場合に、過誤納金として納税義務者に還付するための経費でございます。

一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、平成31年度の高知県収入証紙等管理特別会計の当初予算案について御説明をいたします。764ページをお願いいたします。

自動車の取得に対して課税されます自動車取得税と新規登録時に月割で課税されます自動車税は地方税法の規定で証紙徴収をすることとされておりますので、この2つの税に関する経理を特別会計で処理をしております。

また、先ほど一般会計の当初予算で御説明しましたように、地方税法の改正によりまし

て、本年 10 月 1 日以降は月割による種別割と環境性能割が証紙徴収の対象となりますので、この 2 つの税目に対する経理をこの特別会計で処理をすることになります。

なお、軽自動車税の環境性能割につきましては、当分の間、県が徴収することとされましたので、この特別会計で同様に処理をすることになります。

まず、歳入でございます。証紙収入としまして、証紙の売りさばき収入に相当する始動票札交付料を 11 億 5,000 万円余り。繰入金として一般会計から繰り入れる収入証紙の売りさばき手数料に相当する収納計器取扱手数料を 800 万円余りと見込み、平成 30 年度と比較しますと 9,900 万円余りの減となる 11 億 6,000 万円余りを計上しております。なお、この収入には軽自動車税の環境性能割の税収分が含まれております。

765 ページをお願いいたします。次に、歳出でございますが、歳入の 11 億 6,000 万円余りの全額を繰出金として繰り出します。なお、軽自動車税の環境性能割分は、各市町村に実績に応じて支出をすることになります。

特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、平成 30 年度の一般会計補正予算案について御説明を申し上げます。お手元の資料ナンバー④の議案説明書（補正予算）の 18 ページをお願いします。

まず、歳入の県税につきましては、景気の回復基調による影響や税制改正などを考慮して税収を見込んでおりましたが、地方消費税や不動産取得税など、当初の見込みを上回る増収となる見込みですが、一方で個人県民税や法人 2 税などは、当初の見込みを下回る見通しとなりました。県税全体としましては、1 億 5,000 万円余りの減と見込まれますので、減額の補正をお願いするものでございます。

それでは、増減額の大きい税目について御説明申し上げます。上から 3 番目の個人の県民税は均等割と所得割について県内の雇用者数の増加による増額を見込んでおりましたが、納税義務者数に連動する均等割はほぼ見込みどおりとなりましたが、所得を対象とする所得割は当初の見込みほどには伸びず 1 億 1,000 万円余りの減を見込んでおります。

次の法人県民税と下から 2 番目の法人事業税の法人 2 税につきましては、複数の大口法人の納税額が大きく減少したこともありまして、法人県民税で 5,600 万円余りの減、法人事業税で 1 億 4,000 万円余りの減を見込んでおります。

一番下の地方消費税につきましては、当初予算の歳入で御説明しましたとおり、景気の回復により、個人消費など順調に推移していることや、輸入の増加によりまして 1 億 6,000 万円余りの増を見込んでおります。

20 ページをお願いいたします。

1 番目の自動車税でございますが、乗用車とトラックが見込みを上回って増加したことで 2,700 万円余りの増を見込んでおります。

次に、県税以外の収入科目である下から 4 番目の地方消費税清算金でございますが、こ

これは地方消費税の税収を各県間で清算をしました結果、本県が他県から払い込みを受ける額でございます。全国的に景気が回復基調にあることや、輸入が増加をしていることなどから全国の地方消費税の税収が当初の見込みを上回る見通しとなりましたので、2億6,000万円余りの増額の補正をお願いするものでございます。

次に、歳出予算の補正につきまして御説明を申し上げます。21ページをお願いいたします。右の説明欄の3番目の人件費でございますが、現在、香美市から税務課に1名、いの町から中央東県税事務所に1名の計2名の職員が派遣をされておりますが、この2名の派遣職員の人件費に相当する額を市町村派遣職員等負担金として派遣元の香美市といの町に支払うため992万円余りの増を見込んでおります。

次に、諸支出金でございます。地方税法の規定に基づき県税収入の一定割合を市町村に交付するゴルフ場利用税と自動車取得税の交付金が2つの税目の税収が当初の見込みを下回る見通しでありますことから、合わせて2,500万円余りの減を見込んでおります。

以上によりまして歳出全体で1,700万円余りの減額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計の補正予算案について御説明を申し上げます。357ページをお願いします。

自動車取得税の税収が当初の見込みよりも減となりましたことから、始動票札交付料も同様に減を見込みまして2,700万円余りの減額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、358ページをお願いいたします。

歳入の減に伴いまして、歳出の一般会計繰出金も歳入と同額の減が見込まれるため、2,700万円余りの減額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案について御説明をいたします。お手元の先ほど見ていただきました議案補足説明資料の総務部の青いインデックス中の赤いインデックスで税務課とありますところをお願いします。

先ほど御説明しましたように、地方税法の改正によりまして、本年10月1日から証紙徴収の対象として、その経理を特別会計で処理する税目が、自動車税の環境性能割と月割による種別割、そして軽自動車税の環境性能割になりましたので、その改正内容に沿って、高知県特別会計設置条例の高知県収入証紙管理特別会計の目的欄に規定されており、税目の名称を改正するものでございます。なお、この条例の施行日は平成31年10月1日を予定しております。

税務課の説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 県民税は、緩やかな景気の上向きということで、来年度については大きく増収を見込んでいるわけですけれども、個人、法人ともに、他県と比べてみてもなかなか厳

しいと思うんです。高知県の全体の中で高知市が、主たるプラス要因だとは思うんですが、県下の34市町村の状況等は、分析か何かされているんですか。

◎川崎税務課長 全市町村を細かに分析というところまでは、ようしておりません。全体としまして、上昇基調にあるといいますか、ずっと上り調子にあるということは間違いないと思います。その中で一番大きいのが高知市で約半数を占めておりますので、高知市も大体、上昇基調にあるというふうに見ております。

◎黒岩委員 県税事務所単位で見た場合、どんな感じなんですかね。

◎川崎税務課長 個人の県民税につきましては、事務を中央東県税事務所で1カ所で管理しておりますので、県税事務所ごとの分析というのは行っておりません。

◎黒岩委員 なるほど。景気の回復によって、雇用の創出というものが高知県にとっても非常に大きい課題で、今まで来てます。そういう流れの中で都市部の有効求人倍率が1倍を超しても高知県が0.48とか、そういう半分以下という状況の中で今、1.23まで有効求人倍率が伸びており、非常に状況が変わってきてているとは思います。それは、今までの産業振興計画を中心とした取組の効果が一定出ているということの証左だと思います。そういう中で今後、さまざまな施策の中で、しっかり取り組んでいくことによって、ある一定結果も出てくるかと思うんですけども、税務課としての角度から見た場合、新年度をどんなふうな感覚で考えられてますか。難しいかも分からんけど。

◎川崎税務課長 私どもが見ておりますのは税収だけでございまして、確かに雇用者数というのはふえてると思います。ただ、その増加に見合うだけのいわゆる所得が順調に伸びておるかというと、先ほど申し上げましたように、そこまで行ってなかつたというのが今年度の状況かなと見ておりますので、今後、納税義務者がふえるにしたがって、その所得というものが伸びていけば、順調に税収も伸びていくだろうと、期待といったら適当ではないかもしれません、そういったように見ております。

◎黒岩委員 わかりました。

◎浜田（英）委員 自動車税のことですが、環境に優しいハイブリッドの自動車なんかは、もう13年以上乗ってる方もおるかと思うんですが、そんな場合はどんなになるんですか。13年経過した時点で環境割は、なくなるんですか。

◎川崎税務課長 たしか重課にはしなかったと記憶をしておりますが、なお確認をしてみます。

◎浜田（英）委員 自分も古い車を大事に長く乗りたいほうなんで。

◎久保副委員長 本会議でも質問をさせていただいたんですけども、今後、高知県でおくれている道路整備を進めていくときに、安定した財源というが必要になってまいりますし、政府の審議会の道路分科会でもこれは言われています。そしたら財源といえば、もうこの税収しかないんですよね。しかし、さっき浜田委員もおっしゃったように、今後は環境

割ということになってて、カーシェアリングなんかも含めると、今の税体系であればだんだんと少なくなっているかざるを得んと思います。

今後、税務課とか、土木部の道路課に調査が入ってくると思いますけれども、そのときには、それぞれの担当課のことだけではなくて、県全体を見て、アンケートですとか、調査物に対するお答えを、ぜひしていただきたいというふうに思います。私が言うまでもないかもわかりませんけれども、高知県の場合は、まだまだ道路整備がおくれています。そして、一方では、もう修繕の時期に来ています。そこの対応を間違えれば本当に道路整備、ひいては地域の活性化に向けて支障が出てくると思いますので、ぜひ県全体を見た上での対応というのをお願いをして、これも御答弁は要りませんので、お願いいいたします。

◎塚地委員 先ほど、浜田委員がおっしゃられた車齢による割増しですが、何か割り増しないかなみたいに聞こえたんですが、車の機能は関係なくて、ガソリンなら 13 年、ディーゼルなら 11 年を超えたら、15% ぐらい割り増しになるという状況は、今、自動車税で現実にありますよね。

◎川崎税務課長 はい。先ほど申しましたのは、ハイブリッドカーは重課の対象外にしております。適用が全くなかったというわけではなしに、ハイブリッドカーはずっと対象としないという取り扱いになってます。

◎塚地委員 最初からですよね。

◎川崎税務課長 先ほどの車齢によるというのは、その環境性能のいいところと比べて環境性能が 13 年経過してますので、新車当時はよかったですけど、現在の最先端を行く性能と比べると見劣りがするであろうという理屈でやってますので、確かに基準は 13 年なんですけれども、それだけを捉えて高く課税するという趣旨ではないですので、その背景にはそういう考え方があるというところです。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈市町村振興課〉

◎明神委員長 次に、市町村振興課の説明を求めます。

◎神田市町村振興課長 まず、平成 31 年度当初予算について御説明をいたします。資料ナンバー②議案説明書（当初予算）の 55 ページをお願いいたします。

歳入の主なものとしましては、7 分担金及び負担金の中の 2 負担金、1 総務費負担金としまして、市町村振興費負担金 4,100 万円余りを計上しております。これは県から高知県市町村総合事務組合等への派遣職員 5 名分の給与に係る負担金でございます。

また、9 国庫支出金の中の 3 委託金、1 総務費委託金としまして、参議院選挙執行管理費委託金 5 億 7,900 万円余りを計上しております。

1 ページおめくりをいただきまして 56 ページ。

14 諸収入の中の 4 貸付金元利収入、1 貸付金元金収入としまして、自治福祉振興資金貸

付金の元金収入 3 億 2,700 万円余りを計上しており、当課の歳入合計としましては、ページ一番下の計のとおり 9 億 5,500 万円余りとなっております。

次に、歳出予算について御説明をいたします。57 ページでございます。

当課の歳出の総額は一番上の段の 2 総務費にありますとおり 23 億 9,900 万円余りとなっておりまして、前年度と比較しまして 13 億 1,600 万円余りの増となっております。増となりました主な要因としましては、来年度執行される県議会議員選挙、参議院議員選挙及び県知事選挙執行に係る経費の追加などによるものでございます。

主な項目を御説明をいたします。まず、市町村振興費につきまして、57 ページ、右の説明欄をごらんください。

2 番の行財政運営支援費は、市町村の行財政運営について適切な助言支援を行うための経費でございます。

2 つ目の項目の電子計算事務委託料は、普通交付税の算定に係る委託料でございます。

5 つ目の市町村等事務処理交付金は、高知県の事務処理の特例に関する条例等に基づいて、市町村長に権限移譲しております事務の処理に要する経費を地方財政法の規定に基づき交付するものでございます。

一番下のれんけいこうち広域都市圏事業推進交付金は、今年度から始まりました、れんけいこうち広域都市圏の取り組みを着実に推進するため、特別交付税措置がなされない県東部と県西部の計 13 市町村に対しまして、連携事業の実施に要する経費に対して県が支援を行うものでございます。

れんけいこうち広域都市圏の現状や今後の取り組みにつきましては、別途資料を用意しております。青色インデックス、議案補足説明資料の総務部のところ、そのうち赤いインデックス、市町村振興課の 1 ページをごらんください。

れんけいこうち広域都市圏の取り組みは今年度から圏域を形成してスタートしたところでありますけれども、着実に取り組みを進めるところでございます。

資料の上段にはその主な取り組みの成果を記載しているところでございます。一番上の地場産品販路拡大推進事業は、県外で開催される見本市に各市町村の事業者が共同出店する事業でございますけれども、2 回の見本市に出展をいたしまして、昨年夏に行った 1 回目の見本市では成約金額は約 2,000 万円に上るなど、県内事業者の販路拡大につながっているというところでございます。

次の日曜市出店事業は、高知市で開かれております日曜市に連携市町村向けの小間を確保いたしまして、各市町村が輪番で出店して観光 P R 等を行う事業でございますけれども、この連携小間の来客数が昨年 7 月の事業開始から昨年 12 月末時点で延べ 8,000 人以上に上るということになっておりまして、各地域の P R につながっているというところでございます。

次の6次産業化推進事業につきましては、高知市が主催する農商工連携セミナーに各市町村の事業者が参加して1次、2次、3次の各産業の従事者が食品の試作品を持ち寄るなどして、意見交換や交流などを行う事業でございますけれども、今年度の開催では11市町村から55人の参加があったところで、商品の磨き上げにつながったものと考えております。

最後の2段階移住PR・推進事業につきましては、2月末時点で1段階目の移住が22組、2段階目の移住が4組に上っております。着実に移住者が出てきているというところでございます。昨年の10月からハンドブックやPR動画を作成をいたしまして、プロモーションを強化しております。今後もさらに移住者をふやしていくことができるよう、県も連携しながら取り組んでいくこととしております。

続きまして、来年度からの新たな取り組みとしまして、資料下段に記載をしております。

1つ目の圏域事業者販売等支援事業は、JA高知県が高知市の北御座に整備中の複合施設内のセレクトショップにれんけいこうち広域都市圏のブースを設置をして、各地域の地場産品の販売を行う事業でございます。

2つ目の大型船舶寄港誘致・誘客促進事業は、高知新港に寄港する外国からの大型客船の停泊時間内に乗船者の方が、高知市のみではなくて、県内各地の観光を行うことができるよう無料のシャトルバスを運行する事業でございます。

3つ目の高知みらい科学館機能の強化は、ことしオープンいたしました「高知みらい科学館」の機能を活用し、県内の小中学校生を対象として理科学習や科学体験に関する事業を行う事業でございます。

こうした事業によりまして、地場産品の販路拡大や外国人観光客の誘客等をさらに推進していく予定でございます。

2ページ目がございまして、ここには、高知市や特別交付税の対象となる21市町村も含めました、来年度の各事業の事業費を記載をしております。事業ごとに高知市、それから、国の特別交付税対象市町村、それから、県の交付金対象市町村の事業費、最後に交付金対象市町村の主な経費をそれぞれ記載をしております。

上から4つ目の地場産品販路拡大推進事業や、下から6つ目の2段階移住PR・推進事業などにつきまして、今年度以上の成果を上げられますよう取り組みを強化していくことに加えまして、高知市の経費が中心となりますけれども、先ほど御説明いたしました新規事業も行ってまいりますので、全体の事業費としては、右下にございますが2億9,700万円余りとなり、今年度の2億3,800万円を大幅に上回る予定となっております。

それでは、もとの議案説明書②の資料にお戻りをいただきまして58ページをお願いをいたします。

2段目の3住民基本台帳ネットワークシステム事業費は、住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び保守に係る経費や、地方公共団体が共同して運営する組織である地方公

共団体情報システム機構に対して本人確認情報の処理事務等に要する経費などを計上しているものでございます。

続きまして、4の市町村財政支援事業費でございます。

まず、市町村振興宝くじ交付金は市町村振興宝くじであるサマージャンボとハロウィンジャンボの収益金を公益財団法人高知県市町村振興協会に交付するもので、各市町村への貸し付けや共同で行う事業の財源として活用されております。

次の市町村財政安定化資金貸付金は、市町村が積極的に地方創生事業等を行いつつ、生活に必要なサービスを安定的に供給していくために不測の歳入減への対応や義務的な経費の確保を支援するため、市町村に対して貸し付けを行うものでございます。

続きまして、2の選挙費でございます。

1選挙管理費の右側の説明欄でございますが、まず、1の選挙管理委員会費は、選挙管理委員会の運営に係る経費を計上しているものでございます。また、ランニングコストの面から、これまで県独自の政治団体管理システムだったものを、総務省の政治資金関係申請・届け出オンラインシステムに移行するためのデータ処理に係る経費を計上しております。

次の59ページでございます。

中ほどにございます2の明るい選挙推進事業費は、将来の有権者である小中学校、大学等の若者を対象とした出前授業、若者と議員との意見交換会や参加型学習会などの各種啓発事業に係る経費のほか、公益財団法人明るい選挙推進協会に対する負担金などを計上しております。

次の2選挙執行管理費でございますけれども、こちらにつきましては平成31年の4月の任期満了に伴う県議会議員選挙の執行、それから、平成31年7月の任期満了に伴う参議院議員選挙の執行、平成31年12月の任期満了に伴う、県知事選挙の執行に要する経費でございます。主なものといたしましては、啓発用の広告等に要する委託料、投開票場やポスター掲示場の設置など、市町村が必要とする経費を交付する市町村等交付金、ポスターやビラなどの候補者の選挙運動に要する費用の一部を公費で負担する選挙公営費負担金、また、選挙広報印刷や投票用紙作成に要する事務費など、選挙の管理執行に必要となる予算を計上しております。

平成31年度当初予算に関する説明は以上でございます。

続きまして、平成30年度補正予算を御説明いたします。資料ナンバー④議案説明書（補正予算）の22ページをお願いします。

一番上の2総務費にございますとおり歳出予算としまして、総額1億700万円余りの減額補正をお願いするものでございます。

主な項目につきまして御説明をいたします。右側の説明欄をごらんください。

まず、1の行財政運営支援費について、れんけいこうち広域都市圏事業推進交付金の1,500万円余りの減額は、今年度の交付対象事業が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、2の住民基本台帳ネットワークシステム事業費について、本人確認情報処理事務等負担金の725万円余りの減額は、地方公共団体情報システム機構の平成29年度決算の確定により、平成30年度の都道府県負担分が縮減をされたものでございます。

次に、3市町村行財政支援事業費について、市町村振興宝くじ交付金の8,600万円余りの減額は、市町村振興宝くじの売上額が、当初予算の見込みよりも下回ったことによるものでございます。

次に、2選挙費です。選挙費の1選挙管理委員会費について、政治団体管理システム修正委託料の200万円余りの減額は、来年度から総務省の政治資金関係申請届け出オンラインシステムを利用する予定としているため、今年度計上しておりました、現在利用している県独自の政治団体管理システム、元号等の改修に係る費用を見送ったものでございます。

次に、その下の2選挙執行管理費の1県議会議員選挙執行経費についてですが、選挙長等報酬、一般職給与費、事務費の合計440万円余りの増額は、国の法律により、決定いたしました選挙期日が、平成30年度当初予算の際に想定しております選挙期日よりも前倒しになりましたので、その執行に伴う経費でございます。主なものとしましては選挙公報の作成に係る経費となります。

以上が補正予算説明でございます。

市町村振興課の説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎土居委員 れんけいこうち広域都市圏の事業は、今年度からということで、具体的に成果を上げていくためには、この先をしっかりと見ていかないかんということだと思うんです。この連携事業としての事業成果の評価基準をどこに置くのかが、すごい大事だと思うんですが。例えば、この資料の日曜市出店事業で、来客者数が延べ8,000人で、輪番で市町村が30市町村、1市町村に割ったら300人ぐらいにもなるし、また、その下の6次産業にしても交流づくりは今、やっていると。ただ、それ自体が目的じゃなくて、当然それぞれの出店事業であるとか、移住政策というのは県の移住促進課であるとか、産業振興推進部もいろいろ事業評価をしてるんですけども、連携事業として上げる以上は、やはり高知市を中心として、県全体で県が独自に補助してまでやる、地方創生の非常に大事な事業だと思うんです。そういう大局的な視点から、本当にその圏域の総合的な発展につながっていってるのであるのかというところが、すごく大事だと思うんですけども、そういった役割は市町村振興課が担うべきなんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

◎神田市町村振興課長 このれんけいこうち広域都市圏の各事業、例えば、日曜市であれ

ば、まさに連携の小間について、来客数などを指標にしまして、進捗管理等々を行っているということではございますが、今、委員の御指摘のありましたとおり、当然、直接的な指標としては、連携小間の来客数で見るということが一つあり得るんですが、本当は誘客、県内全体の観光がどんどんふえていくとか、また、移住であれば移住組数がどんどんふえていくとか、そういったところがしっかりとつながっていくか、というところを見るべきだろうというふうには考えております。そういうところにつきましては、1年目ですので、全体にどこまで影響が出てるかというところがまだ、はっきりと分析できている状況ではないんですが、まさに委員から御指摘もありましたとおり、県も中心となって、一義的には当然、高知市ではあるんですけども、一緒に取り組んでおりますので、県もしっかりとそこの分析には携わって、県の観光であれば観光部局、移住であれば移住の担当部局というのもありますので、市町村振興課と県の担当部局と、あと高知市含めた各市町村の3者で今後、分析を進めていくことが必要なんだろうと考えております。

◎土居委員  こうした取り組みができるような組織体制や会議に、市町村振興課が入ってこれからもやっていくわけですか。

◎神田市町村振興課長  こういった各事業の進捗状況だとか、その成果については、まず一つ、これは、昨年度も開催をしたんですが、各市町村長、加えて知事が入って首長の協議会という形で成果を共有して意見交換を行うというようなことを行っております。また、事務的にも、各市町村と県の担当課、それから、市町村振興課と進捗状況につきましては、年に何度も各地域を回って情報共有と、今後の事業のさらなる成果を上げていくための見直しだとか、そういったことについては協議を進めておりますので、引き続き来年度以降もそういった形で密に連携をとって進めていくことになろうかと思います。

◎土居委員  まさに、れんけいこうちという連携事業ですので、市町村との連携、非常に大事だと思いますんで、課題と成果をしっかりと共有して前へ進めるように、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

◎上田（周）委員  関連で。もともと市町村の職員ですので、1点だけ。このれんけいこうちが始まったとき、今年度からですので大きな方向性はもちろんいいと思ってます。

 ただ、土居委員から出ていましたが市町村の連携の中で、既に広域単位とか、物部川とか、仁淀川、四万十川流域単位で物事がもう進んでますよね。既に、そういう広域で取り組んでるところもたくさんあります。そのあたりをどういうふうに調整していくのか。というのが、もともとこのれんけいこうち圏域外が13市町村ございますよね。それをカバーしていく中で、各市町村が去年の12月にそれぞれの議会で議決いただいて協定を結んでいますよね。

 それから、もう1点、ついせんだって国が圏域構想も発表しましたよね。市町村にとつたら人手不足の中で、同じような方向性を持った事業があります。そのあたり土居委員が

おっしゃったように、それをまとめるということが県の役割やないかと思いますが、今後、そこら辺どうやって取り組んでいく。

◎神田市町村振興課長 これまで圏域で独自に取り組みをされていたということと、あと、この連携事業との関係でございますけれども、この連携事業に関しては高知市と新たに連携することによって、さらに効果が出るものということですので、今までその地域でやっていたこととは、一応別のものだということになってまいります。

ただ、同じことをやる場合に、高知市との連携に移していくのか、また、地域は地域でやりつつ、補うような形で高知市と連携を入れていくのかというのは、まさに地域によって取り組みをどうしていくかということですんで、そういった検討が必要になろうかなと思います。本当に市町村がいろんな事業をこれまでやってきた中で、高知市と新たに連携していくこということですので、市町村の個別対応というのが必要になってくる面は大きいと思います。

先ほども御説明をさせていただいたように、市町村とは各地域、幡多だったら幡多へ行って、各市町村の担当者と事業の進め方等々については、協議を行いながら進めてきておりまして、そういった中で、これまで市町村が取り組んできていることとのさび分けといいますか、そういったものについても整理をして進めていくということを、これまでやっておりますけども、今後も必要になってくると思いますんで、本当にワイン・ワインに各市町村が取り組みを進めて一番いい形で成果が出るように、それはまさに県が間にあって調整をすべきことだと思いますので、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

◎上田（周）委員 高知県のように、全県内をカバーしてのれんけいこうちのような趣旨が、恐らく全国的にも多分ないのかなと思いますので、ぜひ市町村と一緒にになって進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈情報政策課〉

◎明神委員長 次に、情報政策課の説明を求めます。

◎山下情報政策課長 それではまず、当課の平成31年度当初予算案につきまして御説明をさせていただきます。お手元の資料ナンバーの②当初予算の議案説明書の62ページをお願いいたします。

歳入予算の主な項目は、7分担金及び負担金でございますが、県庁ネットワークの運用経費等に係る県の公営企業局からの負担金でございます。

それから、14諸収入でございますが、情報セキュリティクラウドの運用管理に関する市町村等からの負担金や、給与の法定外控除に関する関係団体からの手数料などとなっております。

63ページをお願いいたします。

歳出予算の総額は13億4,100万円余りでございまして、前年度と比較しますと約11.3%、1億3,600万円余りの増となっております。

主な内訳につきましては、右側の説明欄で御説明をさせていただきます。

まず、2の電子県庁推進費の2つ目、電算処理委託料でございますが、これは給与システムなど基幹業務システムの運用保守に要する経費でございます。平成31年度は基幹業務のサーバーで使用しておりますウインドウズサーバーという基本ソフト、OSと呼びますが、こちらの更新作業を行うこととしておりますが、本年度、元号改正に伴う給与システムの改修などが終了いたしますので、前年度と比較しまして1,400万円余りの減となっております。

次の県庁ネットワーク運用等委託料は、本庁や出先機関が接続している県庁ネットワークの運用保守やヘルプデスク業務などに要する経費でございます。先ほどの電算処理委託料と同様にウインドウズサーバーやウインドウズ7という基本ソフトのサポートが来年1月に終了することから、更新作業を行うこととしております。

また、南海トラフ地震対策といたしまして、発災時に災害対策支部が設置される総合庁舎など、19の庁舎と情報ハイウェイを接続する回線を二重化するため、ネットワーク機器の設定なども行うこととしております。これらによりまして、前年度と比較して3,800万円余りの増となっております。

その2つ下の庁内クラウド整備委託料は、仮想化技術を導入し、サーバー台数を削減することにより、経費削減を図る庁内クラウドの運用経費となっております。

次の社会保障・税番号制度システム整備委託料は、マイナンバー制度の導入に伴いまして、税や福祉の業務システムと連携する統合宛名システムを運用するための経費となっております。平成31年度は基本ソフトの更新作業などを行っていくため、1,400万円余りの増となっております。

64ページをお願いいたします。

RPA推進事業委託料でございます。これについては、議案補足説明資料の総務部の赤いインデックスの下の青いインデックス情報政策課の1ページをお願いいたします。

資料の上段中央部分に記載しておりますとおりRPAというものは、職員がパソコンなどを使用して行っている定型的な操作をRPAツールというソフトウェアのロボットに代行させるもので、このツールを活用することによりまして、職員の負担を軽減して、企画立案や重要施策に注力できるようにしていくことを目的としております。

今回の委託業務の内容は、このRPAツールを導入しまして約3業務程度をめどに対象業務を選定し、通常のシステムではプログラムに相当するシナリオというものを作成するもので、その省力効果などを検証する作業までを一連のコンサルティング業務として委託することとしておりまして、その結果を分析して対象業務の拡大について検討していきた

いと考えております。

次のページをごらんください。

RPAの導入事例として、調査集計業務を自動化するイメージを御紹介させていただきます。これまで例えば、国からの調査集計業務では、資料中段、やや上のほうに記載しておりますとおり、職員が手作業で各市町村ごとにメールで届いた回答シートを開きまして、国から指定された回答様式にデータをコピーしたり転記して集計作業をする、こういった処理を行っておりましたが、この一連のパソコン操作の部分をRPAツールによって自動化して、それによって職員の作業時間を軽減していきたいと考えているものでございます。

当初予算の議案説明書の64ページへお戻りください。

RPA推進事業委託料の4つ下の社会保障・税番号制度システム整備費交付金でございます。マイナンバー制度におきましては、国が構築した情報提供ネットワークシステムと各地方公共団体が構築した統合宛名システムの間を地方公共団体情報システム機構が整備した中間サーバーを利用して連携しております。この交付金は、中間サーバーの運用保守に要する経費を全ての地方公共団体が一定のルールで負担するものでございます。

次の機器等維持管理費は、県庁ネットワークの機器や通信回線の使用料、1人1台パソコンやサーバー室の借り上げ料などでございます。平成31年度はウィンドウズ7のサポートが終了することに伴いまして、パソコン2,800台余りの新規借り入れや、南海トラフ地震対策としましてサーバー室などの非常用電源を72時間確保するための施設整備に伴う借り上げ料の増加などによりまして、前年度と比較しまして4,200万円余りの増となっております。

次の事務費は、当課が入居しております電気ビル別館の賃借料などでございます。

次に、3の地域情報化推進費でございます。

2つ目の情報セキュリティクラウド運用委託料は、県と市町村等がインターネットの接続口を集約した上で、24時間体制で監視を行うなど、高度な情報セキュリティー対策を実施するために構築した情報セキュリティクラウドの運用保守を委託するものでございます。約半分の3,000万円余りを市町村等から受け入れて支払っております。

次の公的個人認証サービス運用負担金は、インターネットを通じて各種行政手続を行う際に利用する公的個人認証サービスのシステムを運用する地方公共団体情報システム機構に対しまして、都道府県が一定のルールで負担するものでございます。

次に、4の情報基盤整備費でございます。

1つ目の総合行政ネットワーク運営協議会負担金は、全国の地方公共団体や国のネットワークと接続しております総合行政ネットワーク、LGWANの運営管理に要する経費を都道府県が一定のルールで負担しているものでございます。

次の共聴施設整備等事業費補助金は、テレビの共聴施設の老朽化などに伴う改修などに

対して補助するものでございます。平成 31 年度は 5 市町村、12 地区に対する補助を予定しているところでございます。

65 ページをお願いいたします。

移動通信用施設整備事業費補助金は、市町村が行う携帯電話の基地局整備に対する補助金でございまして、平成 31 年度は、北川村の 1 地区への支援を予定しているところでございます。

次の情報通信基盤整備事業費補助金と地域情報化推進交付金は、超高速ブロードバンドの整備を支援するものでございます。

先ほどごらんいただきました議案補足説明資料の赤いインデックス、情報政策課の 3 ページ目をお願いいたします。

この情報通信基盤整備の資料は、光ファイバーなど超高速ブロードバンドの未整備地域の状況と県の支援策、来年度予算の概要をまとめたものでございます。

資料右側、中段に記載しておりますとおり公設方式から御説明をさせていただきます。

未整備地域の残る 13 市町村のうち、全域が未整備の大豊町は国の支援も活用しながら、公設方式で整備を行うこととして、昨年 7 月に整備に着手いたしました。この今月には、第 1 期工事が完了しますことから、整備後の管理運営に対して地域情報化推進交付金により、支援することとしておりまして、当初予算の 3,300 万円余りは債務負担行為予算を現年化するものでございます。

次に、資料右側、下段の民設方式に対する支援の状況でございます。市の中心部以外が未整備の土佐清水市では民設方式により、平成 30 年度から 4 期、5 カ年でほぼ全域の整備を行うこととしております。平成 31 年度当初予算の 1,700 万円余りは、平成 31 年度に整備が完了する第 1 期分の事業を支援するために、債務負担行為予算を現年化するものでございます。

また、同市に対する債務負担行為予算 1,300 万円余りにつきましては、平成 31 年度から平成 32 年度に整備を行う第 2 期分の事業を支援するものでございます。同じく、平成 31 年度から平成 32 年度で、四万十市の下田地区でも民設方式による整備を予定されておりますので、債務負担行為 1,300 万円余りを計上しているところでございます。超高速ブロードバンドの整備に関しましては、今後とも市町村との情報共有を緊密に行いながら取り組みを支援してまいりたいと考えております。

当初予算の議案説明書の 65 ページにお戻りください。

下から 2 つ目の情報ハイウェイ運用費、こちらにつきましては民間事業者が提供する情報通信サービスを高知県情報ハイウェイとして使用するための経費でございます。現在 800 メガ b p s の容量で契約し利用しておりますが、近年は通信量の増加によりまして、800 メガ b p s を超過する状況が頻繁に確認されておりまして、安定的な運用に支障を來

しておりますので、来年度は回線利用量を上限の1ギガbpsに拡張して運用していくたいと考えているところでございます。

続きまして、次期情報ハイウェイの調達に関する債務負担行為予算について御説明をさせていただきます。先ほどごらんいただきました議案補足説明資料の赤いインデックス、情報政策課の4ページをお願いいたします。

タイトルに記載しておりますとおり平成31年度に調達して、平成32年度から最長8年間の運用を想定して22億7,000万円余りを債務負担行為として計上しているところでございます。

資料上段の1目指すべき方向性、2機能の概要につきましては、12月の総務委員会で御報告した内容とほぼ同様のものでございます。

第4次情報ハイウェイでは、これまで以上の活躍が見込まれておりますし、より大容量の回線が必要となりますので、基幹回線は10ギガbpsとして基幹回線と利用拠点を結ぶアクセス回線にも、1ギガbpsのメニューを導入することとしております。

また、耐災害性の強化のため、基幹回線と出先機関など利用拠点を結ぶアクセス回線の二重化もメニューに追加するとともに、携帯電話の高速通信の回線を活用しましたモバイル機能の活用などにも対応可能な環境を導入したいというふうに考えております。

さらに、基幹回線のサービス品質につきましては、これまでどおり稼働率99.9%以上の条件を確保することによりまして、安定したサービスが利用できるようにしていきたいと考えております。調達に当たりましては、こういった各種条件をお示しした上で事業者からの提案内容と価格を総合的に評価して事業者を決定していきたいと考えております。

続きまして、資料左下の3予算等について御説明をさせていただきます。

利用料については、現在の年間当たりの税抜きの利用料を上限として提案を求めるとしております。

次に、利用期間につきましては後継ネットワークのあり方検討会におきましても、さまざまなお意見をいただいたところでございますが、今回の調達に当たりましては、5年間から8年間の間で事業者からの提案を求ることといたしました。これは、事業者ごとに機器の更新期間に関する基準とか考え方が異なっておりますので、事業者として最も経済的と考えられる期間と費用を算出した上で提案していただくことによりまして、県として最も有利な条件で選んで調達したいというふうに考えた結果でございます。

最後に、資料にはございませんが、情報ハイウェイを利用する市町村等の基幹回線に関する費用負担についても検討してまいりましたので、その整理状況について御説明をさせていただきます。

現在、県が主体的に使用していると見込まれる通信量は、情報ハイウェイの全体の約7割程度というふうに推計しております、県主体の利用見込み、これだけに絞って整備し

た場合、これと県と市町村等の全体の必要量を合わせて整備した場合、いずれも同規模の設備となりますことから、今回の調達に当たりましては、市町村等に対しまして基幹回線の費用負担、こちらについては求めないというふうにいたしました。

ただし、モバイル機能等のオプション機能であったり、市町村の役場とかを結ぶアクセス回線の二重化などに要する経費につきましては利用状況に応じて、各市町村などで負担していただくとともに、将来的に市町村などの利用が増加して、現在想定している利用料を上回ってきて設備の拡張などが必要になった場合は、改めてその費用負担について協議をさせていただくということとして整理をいたしました。

以上が、情報政策課の平成31年度当初予算の概要でございます。

次に、平成30年度補正予算について御説明をさせていただきます。お手元の資料ナンバー④補正予算の議案説明書の25ページをお願いいたします。

情報政策課の歳出の補正額は1,700万円余りの減額となっております。右側の説明欄で主な項目について御説明をさせていただきます。

1 電子県庁推進費の1つ目の電算処理委託料や下から2つ目の機器等維持管理費、こちらが大きな減額となっておりますが、その原因は入札結果による減額であったり、ネットワーク機器や回線使用料の所要額が当初の想定を下回ったこと。また、パソコンの借入時期の変更により、減額をさせていただくものでございます。この減額に合わせまして、歳入予算につきましても、公営企業局からの負担金につきまして、64万円減額することとしております。

情報政策課からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎大野委員 今のLGWANが、今度、新しくなるというお話を聞いたんですけども、LGWANはもちろんなんですが、さきほどからウィンドウズの話が出ゆうと思うんですけども、ウィンドウズのサポートはいつ切れるんでしたっけ。

◎山下情報政策課長 来年1月に今県庁内で使っておりますウィンドウズ7のサポートが切れることになっております。

◎大野委員 ということは、市町村もほとんどウィンドウズ7でやりゆうと思うんですけども、こうしたパソコンを全部変えないかんような状態も出てくるし、それに追随してシステムもかなり改善していかないかん。そこにまた、LGWANも来るということでかなり費用がかかるんじゃないかなと思います。市町村からは何か相談は来てないですか。

◎山下情報政策課長 LGWANではなくてハイウェーということでおろしいでしょうか。

◎大野委員 LGWANとは、ハイウェーですかね。

◎山下情報政策課長 市町村のほとんどは、LGWANをハイウェーを経由することで使用することができますので、今回は変わりがないという御理解でよろしいかと思います。

あとウィンドウズ7の更新につきましては、もう世界中、日本中でも、今、業務システムとかウィンドウズ7で構築している自治体が大部分かと思いますので、来年1月までに更新しなければならないという状況になっております。ただ、これまでも基本ソフトがマイクロソフトのウィンドウズというのが一般的になっておりまして、それにかわる基本ソフトというのが、なかなかないのが現状で、ウィンドウズを使い続けている、ある意味どうしてもそこからは離れることができないというような状況になっているところではございます。ただ、県でもそうなんですが、費用負担を分散するために例えば、リースでパソコンを調達したりとか、そういった工夫はやっていただいているのかなと思っております。県でもパソコンにつきましては、例えば、5年間で契約をさせていただきますが、5年のリース後も県に譲渡していただいて、機能的に問題がないものについては引き続き使用していく。それから、ウィンドウズのライセンスなんかも、何千ライセンスというような調達で入札して買うとか、費用の削減について取り組んでいるところでございます。

◎大野委員 端末だけやつたらいいんですけども、それに関連して、多分さまざまなシステムも結構かえないかんということになってくると思うんです。例えば、NECがやつておるシステムが新しくウィンドウズ10で、ウィンドウズ7では対応できない。今度ウィンドウズ10に更新せないかんなった場合は、これはどっち側の負担になるんですかね。

◎山下情報政策課長 システム改修に要する費用というのは、利用者側の負担になります。例えば、県のシステムであれば県が負担して、今回、情報政策課でも、我々が所管しているシステムの改修費用は予算計上させていただいております。

◎大野委員 すごく心配しようたのは、このウィンドウズ7から今度サポートが切れるときにいろんなシステムもありますんで、これを機に市町村は相当お金が要ると思うんですよ。多分、億単位のお金が要るような形になると思うこともあると思うんで、やはりシステムの共同化というんですかね。例えば、各市町村単位でやりゆういろんなシステムを、これを機会に県あたりに旗を振っていただいて、共同利用していくような体制ができるといったらいいんじゃないかなと。多分、単に端末をかえるだけじゃなくってシステムをやるとなったら大変な予算が要るんじゃないかなというふうに思いますけれども。

◎山下情報政策課長 そういう面では、例えば、機械そのものの共同化とかということで、自治体クラウドとかということで既に取り組んでいる団体もございますし、我々としても、来年度、自治体クラウドのさらなる導入に向けて市町村と手を組んでやっていきたいと考えております。

それから、これまで我々でも取り組んできたんですが、市町村のいろんな業務、住民基本台帳ネットワークであったりとか、いろんなシステムを使ってるんですが、メーカーのパッケージソフトとかを使うことによって、個別のシステムを使うよりも、1市町村当たりの改修費用は下げることができる。それから、共同で利用することで、そういう改

修費用を抑えることができますので、そういうことの取り組みもこれまでやってきておりますし、自治体クラウドとあわせて、市町村と話し合っていきたいというふうには考えております。

◎大野委員 相当大変な状況になると予想されますので、よろしくお願ひします。

◎浜田（英）委員 RPAというのは、いまいちわかりづらいんですけれども、コンピューターがあって、それへの接続機器、我々はデバイスと呼んでますけども、このRPAはそのデバイスの一種なんですか。

◎山下情報政策課長 ソフトウェアですので、パソコンの中にそのRPAツールと言って、先ほど申し上げましたけれども、ソフトウェアを入れて、例えば、私がやっているファイルを開いて、エクセルとか、表計算ソフトのこの行をコピーして別のファイルへまた、コピーしていく、その流れを覚えさせる。プログラムとして覚えさせるツールというふうに御理解いただいたらというふうに思います。

◎浜田（英）委員 ということは結局、我々は、マウスとかキーボード操作せないかんわけですよね。操作しなくていいわけ。

◎山下情報政策課長 マウスとキーボードの操作を自動化させるというふうに御理解いただいたら。マクロ機能というのを聞いたことがある方はいらっしゃるかと思うんですけれども、エクセルでマクロ機能というのがあって、エクセルの中で自動化するというのがございますが、例えば、表計算とワードとかのワープロの文字、それから、別のソフト、複数のソフトウェア間でも、そういう自動化をすることができるということで、1つのソフトにとらわれない、自動化というのができるんじやないかと考えております。そういうもので今手作業でやってる部分を自動化することによって、業務の軽減というのが図れるんじやないかということで、来年度ヒアリングとかをしながら、どういう業務に当てはめていくか考えていきたいと思っております。

◎土居委員 これが実用化されて、もう全てオートになってきたら、本当に省力化につながると思うんですけども、今度委託される委託先はもう想定されてるんですかね。

◎山下情報政策課長 現在、予算を議決いただくことを条件にプロポーザルで事業者を決定するということで考えております。ただ、既に民間の企業であったりとか、他県でもこのRPA、こういうツールを導入している事例がございまして、メーカーであったり、そういうところも手を挙げていただけるのではないかというふうには考えております。

◎土居委員 このシステム自体は民間とかで、もう既に実績を上げてるシステムということですか。

◎山下情報政策課長 民間、他県でも実績がございます。あとは高知県庁として、どういう事例がうまくマッチするか、そういうところを見ていきたいと考えております。

◎塚地委員 他県では、既に実証済みのところはどれぐらい前に実績があるもんなんですか

か。

◎山下情報政策課長 そこはまだ新しい技術ですので、他県でも、ここ一、二年ぐらいというふうに思っていただいたらと。今年度、実証事業として業務をやって、その結果が一部出てきているという事例もございます。民間でもここ一、二年。3年前には余り聞いてないような取り組みだと御理解ください。

◎君塚総務部長 今の御質問についてですけれども、ニュースなんかを見ると、結構他県で平成31年度当初予算で本格導入というのも出てきたりします。

最近ありましたのは、例えば、職員の残業時間なんかをRPAでやるというものがありまして、これは何かと言うと職員がそれぞれ残業したら、次の日パソコンで、きのう何時間、何時から何時までやりましたって入力すると、それを集計してトータルで何時間と計算してくれるというものなんですが、これは、本県の場合、全庁的にもシステム化しておるんです。なので他県のを見ていると本県なら既にシステム化しているものを、また、個別の各課、各個人個人でやっていたものをRPAでやってみようというのが出てきたりしております。

システム化ってどうしても全庁共通でやるのに物すごい大規模なもの、みんながやるようなものになってきます。システムをつくろうと思うと物すごくお金がかかりますので、今課長が申し上げましたけれども、本県で今までシステム化までは至っていない、それに適さないけれども、何か繰り返しつつ膨大な作業になりそうなものってどんなものがあるだろうかというのを探していこうと。あともう1つ、民間でRPAを使った事例でよく紹介されるのが、名簿作成業務というのがありますと、名簿って、大体毎年毎年対象者の人に名前と住所と連絡先というのを表形式にして変更があったら、変えて送り返してくださいというふうにやって、担当者の人がそれを集めて、そこの該当する表をコピーして集計表に移していく。それで最後に名簿をつくっていくと思うんですけれども、RPAを入れるとこのメールが送られてきたら、勝手にそのメールを開いて、エクセルを開いて、表のところをコピーして、それを名簿作成の集計のところに貼りつけてというのを延々プログラムの中で作業してくれる。次の日来てみると、全体から来た1,000人分のものが1つの表になっている。こういったイメージがわかりやすいかなと思います。

◎浜田（英）委員 マクロ操作が要らんのや。

◎君塚総務部長 そういうことです。マクロ操作は今までエクセルだったらエクセルの中での繰り返しですけれども、RPAはソフト間をまたいだ作業というのもマクロ操作ができるようになる。そういうイメージをしていただければ。

◎塚地委員 それで今回委託される事業の中で、既に委託内容の中に効果の検証というのも含まれてるじゃないですか。委託してやってもらって効果の検証まで入ってるってことは、委託された事業者が実施して、自分のところで効果の検証もするという、そういう

ことなんですか。

◎山下情報政策課長 今手作業でやってる業務を自動化することで、どれぐらいできたかというのをはかっていきたいと考えております。実際に、プログラムにできる部分できない部分、県の業務の中でいろいろあるかと思いますので、それがどれぐらいできたか、そういうものをしっかりと見て、それが広げができるかどうかというふうな判断に使っていきたいと思っております。

◎塚地委員 要するにソフトウェアの関係ということは、ハード面で、今後、すごく費用負担が生じるとかいうことはないという想定なわけですか。

◎山下情報政策課長 こちらもどれぐらい業務があるかによって、そこの整理の仕方が変わってくるかと思います。今の想定では、例えば、1つの業務にパソコン1台を置いてそれで自動化させる。もしくは、我々が使ってるパソコン、夜間だけその業務をさせるために使うというのも一つの考え方だとは思いますが、それが全庁の分を処理するとなると、今の考え方ではなくて、集中処理するためのサーバーを立てて、それ専用のソフトウェアも構えるということになろうかと思います。それをどれぐらい広げていくことができるか。そういうものをあわせて検証していきたいと考えております。

◎塚地委員 わかりました。

最後に、この637万円は、内訳は全額国費なんですか。

◎山下情報政策課長 これは全額、県費です。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈統計分析課〉

◎明神委員長 次に、統計分析課の説明を求めます。

◎山下統計分析課長 それでは当課の平成31年度当初予算について御説明いたします。

資料番号②の議案説明書68ページです。

まず、歳入予算について御説明いたします。

資料左端の科目欄、9国庫支出金の1総務費委託金ですが、国の統計業務の受託に伴う委託金で総額は3億2,736万円となっており、前年度と比べまして4,241万1,000円の増となっております。増要因は、平成31年度に実施します5年周期の調査、全国家計構造調査、農林業センサス及び経済センサスの基礎調査によるものでございます。

次に、歳出予算について御説明いたします。69ページをごらんください。

資料左端の科目欄、13統計分析費ですが、予算総額は3億9,261万5,000円となっており、前年度と比べまして5,167万円の増となっております。増要因は先ほど申し上げた中期調査によるものとなっております。

続きまして、課の事業の全体の概要を御説明いたします。

資料の右端の説明欄の下のほうにあります3全国家計構造調査費から73ページの17経

済センサス費までの 15 の事業、これは全て財源は国費となっております。国の統計調査ごとに予算を計上していますので、そのつもりでごらんいただきたいと思います。それぞれの事業ごとに必要となる統計調査員の報酬や、職員の時間外勤務手当となる一般職給与費、調査を実施する市町村に対する市町村交付金のほか、調査対象者への謝礼や旅費などの事務費を計上しております。細目事業の説明につきましては、新たな調査や予算額が大きな調査を中心に御説明をさせていただきます。

まず、69 ページの右端の 1 人件費から御説明させていただきますが、当課の職員に係る人件費となっております。

次の 2 統計整備普及費ですが、統計調査員確保対策事業委託料は、調査員を希望される方の登録や研修などを市町村に委託する経費でございます。

その次の職員研修負担金は、総務省の統計研修所の研修とか、統計情報研究開発センターなどを開催する統計関係の研修に当課職員が参加する際の負担金でございます。

2 つ下の国庫支出金精算返納金は、前年度に受け入れた国費の精算を行うための経費でございます。

次の事務費は、主に統計分析課で発行しております高知県のすがたや県勢の主要指標など 7 種類の統計刊行物の印刷等に要する経費でございます。

一番下の 3 の全国家計構造調査費は、5 年周期の調査になりますが、前回は全国消費実態調査の名称で平成 26 年に実施されております。この調査は家計における消費、所得、資産等の実態を総合的に把握しまして、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的に抽出世帯を対象として実施しております。

次に、70 ページをごらんください。4 労働力調査費ですが、毎月、県内約 400 世帯に御協力をいただきまして、月末 1 週間の就業、不就業の労働力状態を調査しているものでございます。

その下の 5 小売物価統計調査費は、毎月、約 300 事業所及び約 130 世帯を対象に商品の小売価格やサービス料金、家賃などを調査しているものでございます。

6 家計調査費ですが、毎月、高知市と宿毛市の 117 世帯を対象に家計簿をつけていただきまして、世帯の収入、支出や貯蓄などの動向を調査しているものでございます。

次の 71 ページをごらんください。8 国勢調査費です。これは 5 年周期の調査になりますが、次回の本調査は 2020 年に実施となりますが、来年度につきましては調査区の設定や、高知市の 10 調査区で実施する試験調査のための経費を計上しております。

2 つ飛びまして、11 毎月勤労統計調査費ですが、毎月常用雇用者が 5 人以上の県内の約 430 の事業所を対象に、給与や労働時間、雇用の変動を調査しております。

続きまして、12 農林業センサス費ですが、これも 5 年周期の調査になりますが、調査期日は 2020 年 2 月 1 日、来年 2 月 1 日になります。生産または面積、頭数が一定規模以上の

経営体を対象に、世帯員の構成や就業状況、農産物の出荷先などを市町村を通じて調査をしております。

次の 72 ページをごらんください。14 工業統計調査費ですが、これは製造業の実態を明らかにすることを目的にやっている調査で、従業者規模 4 人以上の事業所を対象に、6 月 1 日を調査期日として実施しているものでございます。

次に、73 ページをごらんください。18 工業統計補完調査費ですが、これは平成 22 年の工業統計調査の見直しによって対象外となりました従業員 3 人以下の事業所を対象に、県の単独事業として民間事業者に委託して実施している調査でございます。

最後の 19 県民経済等分析事業費ですが、これは県や市町村の経済規模や産業構造等を推計する県民経済計算や市町村経済統計の作成のほか、景気動向を示す指標として鉱工業生産指数を毎月作成し公表しているものでございます。また、経済波及効果の基礎資料などに活用される産業連関表の作成も行っており、現在、平成 27 年産業連関表の公表に向け生産額などの推計作業を進めているところでございます。

当初予算につきましては以上となります。

続きまして、平成 30 年度補正予算について御説明をいたします。お手元の資料の④の 26 ページをごらんください。今年度実施いたしました住宅・土地統計調査費、家計調査費、漁業センサス費につきまして減額補正をお願いするものでございます。いずれの調査も国からの交付額が当初予算の見込みよりも少なかったことによって減額補正をお願いするものでございます。

以上で、当課からの説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 毎月勤労調査統計の不正調査問題で、今、国でも結構議論されてますよね。そんな中で私が一番心配しているのは、今課長から説明があつたいろんな一般調査の、県内の特に高知市が多いと思いますが、一番の一線の統計調査員に、いろいろ苦情があるとか、そんな話は県には上がってないですか。というのが、さっき説明があった小売物価調査は、調査員 10 人のうち 3 人が、もうチェンジしたと、そんなお話を聞いております。私も商業調査とか工業統計調査を過去にやった記憶がありますが、4 人以上の従業者の方のところに行って調査票をお渡しして、最低 3 回行かんとなかなか回答を得られないという現実がありますが、結構これは、簡単な問題やなくて、そこら辺厳しい、当面ですよ。来年は国勢調査もございますが、そのあたりはしっかり県として対処しておかないと、本当に今、調査員の方は大変ですき、その辺はそういったお声が上がってないですかね。

◎山下統計分析課長 今回の毎月勤労統計の国の問題なんですが、まず、東京都において、本来 500 人以上の事業所を全数調査するところを 3 分の 1 しか調べてなかつたということで、東京都の数字が動いた形になりました、全国値の値が動いています。高知県の数値につ

きましては、動かないという結果になっておりますが、その報道があった当初、事業所の方から何か二、三電話があったようにもお聞きしてますけれども、それほど心配するような内容じゃなかったとお聞きしてます。

今現在も電話というのを、まだ私のほうでも余り聞いておりません。ただ、統計調査員におかれでは、もともといろんな御苦労もある中、しかも高齢化が進んでいる中で、御協力もいただき、やっていただいておりますけれども、その方たちに何か困ったことがあれば、まず、うちの課にすぐ言ってきてくださいと。1人で抱え込まずに、言ってくださいというふうにお話ししまして、相談をいただくようにしておりますので、そこは適切に対処していきたいと考えてます。

◎上田（周）委員 よろしくお願ひします。調査員が行く対象となった方へのお願ひですわね。今の時期は相手が結構厳しいことを言うと思うんですよ。だから、そのあたりちょっとカバーするようなことを市町村の担当の方とか話し合ってやっていただきたいと思いますので、その辺はよろしくお願ひいたします。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈管財課〉

◎明神委員長 次に、管財課の説明を求めます。

◎尾崎管財課長 最初に、平成31年度一般会計当初予算案の概要について御説明をいたします。資料ナンバー②議案説明書（当初予算）の74ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明をいたします。3行目の1総務使用料、（1）庁舎等使用料でございますが、管財課が管理しております本庁舎、西庁舎、北庁舎における目的外使用許可に係る使用料収入でございます。

中ほどの1財産貸付収入、（1）職員宿舎等貸付料でございますが、知事部局、教育委員会などの職員宿舎の貸付料でございます。その下の（9）は、管財課で所管しております普通財産の貸付料収入でございます。

次に、2利子及び配当金でございますが、基金の利子収入のほか、管財課で所管しております四国電力及びみずほフィナンシャルグループの株式の配当金収入でございます。

続きまして、75ページをお願いいたします。

3行目、5総務部収入、（12）管財課収入でございますが、主なものは職員駐車場の利用料収入等でございます。

中ほど少し下の1総務債、（3）庁舎整備事業債でございますが、庁舎の営繕工事に係る一般事業債などでございます。

次に、歳出について御説明いたします。76ページをお願いいたします。

管財課の平成31年度当初予算額は、後の78ページにございますが、総額で9億1,579万7,000円となっておりまして、前年度予算と比べ0.4%、386万7,000円の増額となって

おります。

主な内訳につきまして、右側の説明欄に沿って御説明をさせていただきます。

1 人件費は、管財課 11 人の給与費でございます。

2 管財総務費の事務費は、文書の収集や発送、設備管理などの業務に従事する非常勤職員 7 名分の報酬や集中管理しております貸し出し用公用車 32 台の維持管理に要する経費などでございます。

3 財産管理費は、県有財産の管理や処分等を行うための経費でございます。

最初の船舶等損害保険料は、漁業取締船や浮魚礁など県有船舶等 32 件について、事故や災害といった不測の事態に備えるための保険料でございます。

続きまして、77 ページをお願いいたします。

県有施設災害共済基金等分担金は、県営住宅や職員住宅、県庁舎など県有施設の火災等に備えるための保険料でございます。

財産管理システム保守委託料は、県有財産約 1 万 4,000 件の財産データを管理するためのシステムの維持管理委託料でございます。

2 つ飛びまして、県有資産等所在市町村交付金は、国有資産等所在市町村交付金法に基づきまして県営住宅や職員住宅など県以外のものが使用する県有財産が所在している市町村に対し、固定資産税にかわるものとして、固定資産税の標準税率と同じ 100 分の 1.4 の額を交付するものでございます。

4 庁舎管理費は、本庁舎、西庁舎、北庁舎等の維持管理に要する経費でございます。

清掃等委託料、警備等委託料、設備保守等委託料は、いずれもこれらの庁舎の清掃、警備、設備保守に関する委託料でございます。なお、これまで清掃等委託料に永国寺庁舎の警備委託、あるいは本庁舎等の駐車場整理委託、エレベーター保守委託等を含めておりましたけれども、名称から受ける印象と内容に乖離が生じております。決算特別委員会でも注意がございましたので、これら 3 つの委託料につきまして、名称変更とあわせて再整理いたしまして、清掃等委託料は庁舎の清潔管理や美的管理に関する委託のみ、そして警備委託料は、警備委託と駐車場整理委託のみ、設備保守等委託料は、施設整備の技術的な管理に関する委託のみといたしました。

また、議会棟の警備につきましては、これまで非常勤職員による対応でしたけれども、それにはかえまして新たに管財課において、業者に委託して行うこととしております。

このほか、設備保守等委託料のうち、西庁舎設備保守委託につきましては、これまで 1 年間の契約としておりましたけれども、事務の簡素化とあわせまして、委託業者の業務のさらなる習熟や安定的な業務執行を期待いたしまして、本庁舎同様、3 年間の長期継続契約とすることを予定をしております。

続きまして、次の電話料金管理システム開発等委託料は、現在番号数で約 1,800 ある電

話のほとんどがアナログまたは I N S 1500 という旧式の方式を使用しておりますので、これを災害時優先電話など支障のあるものを除きまして、I P 電話に移行させるために、その前段として電話に関する情報を管理するシステムを作成しようとするものでございます。

次の電話料金請求集計システム保守等委託料は、現行の集計システムの保守管理に係る経費でございます。

1つ飛ばしまして設計委託料、庁舎営繕工事監理委託料及び次のページに参りますが、庁舎営繕工事請負費につきましては、相互に関連をいたしますので、まとめて御説明をさせていただきます。

来年度予定しております設計や工事は大きく 4 つございます。1 つ目は、本庁舎の空調設備改修工事です。債務負担もお願いしております、設計の後、冬には工事を発注しまして、来年の夏前の工事完成を予定しております。

2 つ目は議会棟本館及び別館の防水改修工事でございます。平成 29 年度から平成 30 年度にかけまして、議会棟別館の外壁改修工事を実施しましたが、その際に本館、別館棟の屋上の防水機能が劣化しているということが確認されました。建物の劣化を防ぐには早期の改修が必要ありますことから、防水改修を実施しようとするものでございます。

3 つ目は、厚生棟の耐震改修工事です。昭和 39 年の建築で、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて耐震診断したところ、耐震性能を有していないということが判明いたしましたので、本年度、耐震改修のための設計を行ったところでございます。来年度はこの設計をもとに工事を行いたいと考えております。

最後の 4 つ目ですけれども、本庁舎及び北庁舎受変電設備の改修工事でございます。このほか、この 4 つ以外にも、庁舎営繕工事請負費につきましては、機構改革に伴う課室の間仕切り変更や、庁舎設備の維持修繕のための工事費を合わせて計上しております。

また、既に債務負担行為の議決をいただいております工事、具体的には本庁舎空調設備更新工事につきまして、現年化を行うための予算もここに計上してございます。こちらは、チラーという時間外に稼働する機器の更新でございまして、2 機のうち 1 機が故障しているため、先に工事を進めているものでございます。

78 ページの 4 行目の管理費でございます。これは、本庁舎等に係る光熱水費や電話の基本料などでございます。

次に、県有建築物南海トラフ地震対策基金積立金でございます。この基金は運用を会計管理者に依頼して行っておりますが、その運用益等を同基金に積み立てるものでございます。

79 ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。庁舎営繕費として、1 億 9,555 万 4,000 円を計上してございます。これは先ほど御説明いたしました本庁舎の空調設備の改修経費に係る経費でござ

いまして、施工に日数を要することや、夏や冬の時期を避けて施工する必要がありますことから、債務負担行為をお願いするものでございます。

当初予算案は以上でございます。

続きまして、平成 30 年度の補正予算について御説明いたします。資料ナンバー④議案説明書（補正予算）の 28 ページをお願いいたします。

歳入予算でございますが、9 国庫支出金と 15 県債につきましては、歳出予算の増減に伴うものでございます。

続きまして、29 ページをお願いいたします。

歳出予算でございますが、右端、1 庁舎管理費のうち、清掃等委託料、本庁舎等警備委託料、機械設備等保守管理業務委託料及び設計委託料は、いずれも契約に係る入札残が生じましたことによる減額でございます。

次の庁舎営繕工事監理委託料及び庁舎営繕工事請負費につきましては、予算時に改修を見込んでおりました工事について、今年度の工事を見送ったことや、一括発注による経費減、また、最小限の改修にとどめたことによる減額でございます。

以上で、平成 31 年度当初予算、平成 30 年度補正予算の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 障害者雇用にかかわってのことですけれども、例えば、車いすの方だと、車から一旦はおりて、そこから移動するということで、屋根のある駐車場じゃないとねれてしまうことがある。庁舎に細やかな配慮が必要になろうかと思うんです。まだ具体的にそういうことが出てきてはないと思うんですけども、障害者の方を採用した場合のその庁舎の修繕、改善とかに対応できるような予備費的な予算がありますでしょうか。

◎尾崎管財課長 当初予定していない工事に対応するために、一般緊急工事費というのを持っておりまして、今年度ですと 506 万 7,000 円の工事費を持っております。これはいわゆる機構改革に伴う間仕切り工事であるとか、まだ特に決めていないものについての工事費を持っております。ただ、本庁舎につきましては、いわゆる文化財としての場所にありますので、屋根をつけるなどということに関しましては、文化財の手続と承認を得なければならぬという課題がございまして、屋根をつけて床面積をふやすことについては、一定の制約があるというような状況でございます。

◎塚地委員 だから本庁舎に入っていく、あのスロープ部分も屋根をつけてはいけないという形になってるんですかね。

◎尾崎管財課長 それは一つ一つ個別に文化財課に協議をしてという形になります。やはり美観を損なわないかとか、そういう面から、それと、必要性を含めて御説明をして了解をいただくというような手續がございます。

◎塚地委員 また個別にお願いしたいと思います。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で総務部の議案を終わります。

ここで3時20分まで休憩します。

(休憩 15時0分～15時18分)

◎明神委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。

#### 《報告事項》

◎明神委員長 続いて総務部から2件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることにします。

#### 〈文書情報課〉

◎明神委員長 まず、高知県公文書等の管理に関する条例（仮称）草案の概要について文書情報課の説明を求めます。

◎徳橋文書情報課長 報告事項の説明に先立ち、午前中の答弁中、個人情報保護条例の解釈運用基準の整備について、補足説明をさせていただきます。

解釈運用基準については、現行条例の解釈・運用基準が既にございます。この基準に今回の改正を踏まえて、解釈・運用基準を追加する作業を現在行っているところでございます。

例えば、本人同意であれば、本人及び本人以外の者から収集することについて、口頭または文書等により、本人の同意が確認された場合を言うことが既に定められておりますが、今回、要配慮個人情報の本人同意に基づく収集規定の追加に伴い、申請書等に本人の要配慮個人情報が含まれている場合等も含むとするなど、同様の解釈を追加するものです。

このように、今回追加する基準は、既にある解釈運用基準や、個人情報保護条例制定後、これまで制度委員会へ諮問し答申をいただいた事例を踏まえて、作成をしてまいります。

今回、追加で整理する解釈・運用基準を超えるものにつきましては、これまでどおり個人情報保護制度委員会へ諮問をしてまいります。

続きまして、報告事項を御報告させていただきたいと思います。報告事項の資料の文書情報課、赤いインデックスのものをお願いをいたします。高知県公文書等の管理に関する条例の検討を進めてまいりまして、草案を取りまとめましたので御報告をさせていただきます。

1ページをお願いをいたします。

条例の構成案でございますが、公文書管理法に準拠し、他の都道府県の条例も参考に、本県独自の規定も盛り込みまして、7章で構成し条文数は40条となる条例を検討をしておるところでございます。

2ページをお願いいたします。

条例の具体的な内容でございますが、第1章では、目的と定義規定を規定しております。目的規定につきましては法律に準じておりますが、県政の透明化の推進を本県独自のものとして盛り込んでおります。また、公文書の定義に関しましては、法律や本県の情報公開条例の規定と同様としておりますが、曖昧さがないように現在検討を進めておりまして、今後、策定するガイドラインで明確化をしてまいりたいと考えております。

第2章では、公文書館の設置の目的や管理に関する内容を規定しております。

第3章では、公文書の作成から公文書館への移管、あるいは廃棄までのプロセスを規定しており、新たに公文書ファイル管理簿や毎年度の管理状況を公表することを義務化し、公文書管理の透明化を図ってまいります。

また、実施機関が移管・廃棄の判断をした場合に、知事・公文書館長への協議を義務づけ、知事は廃棄をしないことを求めることができるという規定を設けることとしております。

第4章は、公文書館へ移管された公文書につきまして県民の皆様の利用権を保障し、その手続につきまして規定をしております。

第5章は、知事の附属機関として設置をいたします第三者委員会に関して規定し、特に②でございますが、廃棄の妥当性に関する審査の権限を付与することとしております。これによりまして、実施機関の判断、知事・公文書館長の判断、第三者委員会による審査と3段階で確認することとし、公文書の廃棄に関する手続を厳格化しております。

第6章、第7章には雑則と罰則に関して規定をしております。

3ページをお願いいたします。

今後のスケジュールでございますが、議会閉会以降に意見公募、パブリックコメントを実施したいと考えております。県民の皆様の御意見をお聞きした上で、6月定例会に条例議案を上程させていただきたいと考えております。

なお、意見公募の際の資料、案の段階のものでございますが、本日配付をさせていただいております。6月定例会後に第三者委員会を速やかに設置をいたしまして、規則、ガイドライン、各実施機関が定める規定を同委員会に諮問いたしまして、平成32年度に本格施行してまいりたいと考えております。これら例規の整備と並行しまして、条例に基づき、必要となります文書情報システムの改修や職員研修を実施しますとともに、公文書館の開館に向けて公文書館へ移管する公文書の選別作業などの業務を各実施機関と連携をいたしまして、着実に進めてまいります。

御報告は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈人事課〉

◎明神委員長 次に、職員の懲戒処分について人事課の説明を求めます。

◎笹岡人事課長 引き続きましてお手元の総務委員会資料の報告事項でございますけども、赤のインデックスで人事課とある資料の 1 ページをごらんください。

部長からの総括説明で申し上げましたけども、2 件の事案につきまして、先月 8 日付、それから、22 日付で、合わせて 3 名の職員を懲戒処分といたしました。懲戒処分の公表基準に沿って御報告します。

まず、1 件目でございますが、処分を受けた職員は森林技術センターの研究員、溝口泰彬 26 歳でございます。処分の事由につきましてでございますが、当該職員は平成 30 年 6 月 4 日に、南国市の自宅におきまして女性が 18 歳に満たない青少年であることを知りながら当該女性と性交し、もって青少年に対しみだらな性行為をしたとして、裁判所から高知県青少年保護育成条例違反で罰金 30 万円の略式命令を受けたものでございます。このような行為は、法令を遵守するとともに青少年の健全な育成を支援すべき社会人としてはもとより、公務員としてはあってはならない行為であり、県民からの強い非難は免れず、県民の県政への信用を大きく失墜させるものであります。このことは地方公務員法第 32 条に規定する法令遵守義務に違反するほか、職員の信用失墜行為を禁止している同法第 33 条の規定に違反するものでありますことから、処分の内容としましては先月 8 日付で停職 3 カ月の懲戒処分といたしました。

また、同日付で総務部長通知を出しまして、職員は率先して法令を守るべき立場にあること、職員はその職の信用を傷つけまたは職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないことなど、公務員倫理の確立と綱紀の肅正につきまして、いま一度徹底したところでございます。

2 ページをごらんください。

次に、もう 1 件の懲戒処分でございますけれども、処分を受けた職員は土木部の出先機関の課長職 2 名でございます。処分の事由につきましてでございますが、対象職員のうち 1 名は平成 28 年度に所属する出先機関が実施した地すべり観測委託業務のうち既往資料の電子化業務について、事業を総括し管理する課長として適切な進捗管理を怠り、出来高が不足したまま履行期限を迎える、契約変更など適切な対応を行わなかったものでございます。

また、出来高が不足していることを認識していたにもかかわらず、完了検査が実施され完了したものとして受注者に支払いを行うという事態を容認しております。この原因としては、担当職員が電子化対象の資料について所要の分量を受注者に提供していなかつたこと、また、これに対する監督が不十分であったことによるものでございます。

なお、出来高不足の解消につきましても、異動となつた担当職員の引き継ぎ状況の確認をせず、出来高不足を放置する結果を招いたものでございます。対象職員のうちもう1名でございますけども、検査員として上記電子化業務の出来高が不足していることを認識していたにもかかわらず、完了検査を実施しまして完了したものとして報告を行い、その結果、受注者に支払いを行うという事態を招いたものでございます。

これらのことは、契約の適正な履行を確保するため必要な監督または検査をしなければならないとする地方自治法第234条の2第1項の規定に違反するということで、県民の県職員に対する信頼を大きく損なうものであることから、その責任は極めて重大であるということで、以上のことから、地方公務員法第32条に規定する法令遵守義務に違反するほか、職員の失墜行為を禁止している同法33条の規定に違反するということで、処分の内容としては、先月22日付で戒告の懲戒処分としました。この事案につきましては同日付で担当職員の2名を訓諭、所属長ら3名を管理監督責任として文書注意の措置を行っているところでございます。なお、結果として過払いとなりました出来高不足分につきましては、既に受注者が自主返納しておりますので県への損害は生じておりません。

また、この案件につきましても同日付で総務部長通知を発出しまして、公金の適正な管理や適正な公文書の作成は公務運営の根幹をなすものであることを認識した上で、法令等の諸規定にのっとった適切な事務処理を行い、県民の皆様からの不信を招くことのないよう適正な公務の執行に努めることなど、公務の適正な執行について一度徹底したところでございます。引き続き県民の皆様の県政に対する信頼回復に努めてまいります。

私の報告は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎土居委員 懲戒処分はどれもいけないわけで、どれが特にということはないかもしかりがですけど。未成年へのわいせつ事案ですけど、これが教員であったり、職員であったり、なかなかなくならない。全国的にもそうなのかもしれませんけれども、かなり問題ではないかなと自分は感じるんですが、今回の処分内容は全国的に見てどうなのか、標準的な処分の内容なんでしょうか。

◎ 笹岡人事課長 当然他県の状況、他の団体との状況、それから、本県の過去の事例等も照らし合わせながら検討しまして、他県の知事部局の事例で停職6月とか、類似のような事案がございまして、そんな事案がある中で、この方の職責とか、置かれている年齢立場、それから、過去入庁してからの勤務ぶり等も勘案しまして、3月が適当であると判断いたしました。

◎ 土居委員 ちなみにこの事案は、どういった理由で発覚したんですか。

◎ 笹岡人事課長 この事案があつたこと自体は6月なんですかけれども、9月に入りました、この職員の自宅に朝、警察から事情聴取といいますか任意同行を求められて、いろいろ聞

き取る中で所属にも報告があつてわかつたということでございます。

なお、警察がなぜこの任意同行に至ったかということにつきましては、正確には我々としてはどういう経緯で警察がわかつたかということは、申しわけないですが、ちょっと正確なことはこの場では申し上げられないというか、わかつていないということでございます。

◎土居委員 総合的に判断してこの処分内容ということですが、被害者といいますか、その女性は、あくまで未成年であつて、いわゆる人権侵害にもなりかねんような状況なわけで、こういったわいせつ事案に対して、今、全国的に処分の厳格化というような流れがあるんじゃないかというような認識を持ってるんですけども、県としてはそういった方向性のことは検討されていらっしゃらないですか。

◎笹岡人事課長 知事部局のケースでいいますと、5年ぐらい前に同様のわいせつ事案がありましたけれども、頻繁に知事部局の中で起きているということではありませんので、何かその全国的な流れというのも厳格化というところまでは、他県の事例を見たときに、特に何か傾向として挙がってきてるというようなことでは受けとめておりませんが、やはりあってはならないということでもございますし、最近特に取り上げられてるというところもありますので、今後の状況も見ながらこういった事案に対する認識の状況といいますか、そういうしたものも踏まえて検討する必要が出てくるかもしれません。

◎土居委員 わかりました。

◎弘田委員 もう1つの土木部の部分ですけれど。これ確信犯ですから、私から見れば本当にいいんだろうかという気がします。前も言ったことがあるんですけども、公務員は採用されるときに宣誓するわけですね。それから、宣誓したときの思いをきちんとずっと退職するまで持つてもろうちょかんといかんわけですね。これなんか、まあいいやでやつたと思うんですけども。業者から出来高不足分98万円を返してもらったからいいやなんてもんじゃなくって、土木部は業者に対して圧倒的に優位に立っていますから、通知もされてるんですが、どつかの時点できちんとしたことをせんと、ずっとこういうのが続いてくるような気がします。私も昔そちらの立場でおった者として、ちょっと情けないような気がしますね。ぜひきっちりした対応をさせてください。お願ひいたします。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部を終わります。

### 《会計管理局》

◎明神委員長 次に、会計管理局について行います。

それでは議案について局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承を願います。

◎中村会計管理者兼会計管理局長 所管する議案の概要につきまして御説明させていただ

きます。今議会に提出しております会計管理局所管の議案は、平成 31 年度高知県一般会計予算など予算関係議案が 9 件でございます。

まず初めに、平成 31 年度当初予算につきまして、お手元の資料ナンバー 2 の議案説明書、当初予算の 590 ページをお開きください。

会計管理局の一般会計の予算総括表でございます。まず、会計管理課は平成 31 年度が 3 億 3,425 万 5,000 円と、対前年度 6.3% の減、その下の段の総務事務センターは、4 億 3,495 万 1,000 円で対前年度 26.7% の増となっております。会計管理局全体では、7 億 6,920 万 6,000 円。対前年度 9.9% の増となっておりまして、適正な会計事務と効率的な事務の推進に引き続き取り組んでまいります。

次に、761 ページをお開きください。

特別会計の総括でございます。会計管理局では表の一番上、収入証紙等管理から 5 番目の会計事務集中管理までの 5 つの特別会計を設けております。

会計管理局の平成 31 年度当初予算案につきましては、以上でございます。

続きまして、平成 30 年度補正予算につきまして御説明をいたします。資料ナンバー 4 補正予算の 306 ページをお願いいたします。

今回、一般会計で 750 万円の減額をお願いしております。これは総務事務センターの事務費等の所要額の減によるものでございます。

続きまして、同じ資料の 359 ページをお願いいたします。

用品等調達特別会計につきまして、所要見込み額の減により、3 億 5,080 万円減額するものでございます。

その次に、362 ページをお願いいたします。

会計事務集中管理特別会計につきましても所要見込み額の減によりまして 2 億 500 万円減額するものでございます。

会計管理局の平成 30 年度補正予算案につきましては以上でございます。詳細につきましては各課長から説明をさせていただきます。

◎明神委員長 続いて所管課からの説明を求めます。

#### 〈会計管理課〉

◎明神委員長 会計管理課の説明を求めます。

◎行宗会計管理課長兼会計支援推進監 それでは、会計管理課の平成 31 年度の一般会計及び特別会計の当初予算案につきまして御説明いたします。

まず、お手元のドッチファイル資料ナンバー 2 、議案説明書の 591 ページをお開きください。

主な歳入予算につきまして御説明いたします。上から 3 行目の 2 支払未済資金は自動車税等の還付金を債権者に対して送金通知書により、支払いを行ったものの中で、金融機関

への送金後、受領されないまま 1 年を経過した未払いの資金について歳入に受け入れるものでございます。

次の 592 ページをお願いいたします。

歳出予算のうち主なものにつきまして、右側の説明欄に沿って御説明いたします。

まず、1 つ飛ばしまして、2 会計管理費は、歳入歳出予算等の執行に伴う出納事務や現金の出納保管などに係る経費、各所属の会計事務が円滑かつ適正に行われますよう支援し確認するための検収や検査、決算の調整などに要する経費でございます。

上から 2 番目の金融機関調査委託料は、公金の保管、運用を安全に行うために公金を預け入れる金融機関や、証券会社の経営状況の調査を専門機関に委託して行うものでございます。

次の財務会計システム運用等委託料は、財務会計事務を効率的に行うため、財務会計システムの運用保守管理等を委託するものでございます。

1 つ飛ばしまして事務費の主なものとしましては、会計管理局の臨時職員の賃金、コピ一代などの庶務経費のほか、指定金融機関等に対する公金収納事務の取扱手数料や県証紙の印刷経費などでございます。

次の 3 収入証紙等管理特別会計繰出金は特別会計で管理をしております収入証紙の経理を行う上で、一般財源で手当てをする必要がある証紙売りさばき手数料につきまして必要な繰り出しを行うものでございます。

一般会計については以上でございます。

次に、特別会計について御説明いたします。同じ資料の 766 ページをお開きください。

収入証紙等管理特別会計の歳入予算案でございます。節欄の区分の（1）一般会計繰入金は、先ほど御説明いたしました一般会計からの繰り出したものを受け入れるものでございます。

その下の（2）証紙売りさばき収入は、売りさばき人が県に支払う証紙代金でございます。

次の 767 ページ、歳出でございます。右欄の説明欄の 1 償還金は証紙を購入された方が使用する見込みがなくなった場合などに証紙と引きかえに、証紙購入代金をお返しするものでございます。

次の 2 一般会計繰出金は、各所属に使用料・手数料として納付された証紙を各所属が一般会計の歳入処理として行った収入調定に対して払い出しを行うものでございます。

当初予算案の説明は以上でございます。なお、平成 30 年度補正予算につきましては該当ございません。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈総務事務センター〉

◎明神委員長 次に、総務事務センターの説明を求めます。なお、行政管理課の平井課長も同席しております。

◎久保総務事務センター課長 初めに、一般会計及び特別会計の平成31年度当初予算案につきまして、御説明をさせていただきます。

お手元の資料ナンバー2の議案説明書（当初予算）の593ページをお開きください。

一般会計の平成31年度当初予算案の歳入予算でございます。

上から3行目の（5）総務事務センター費負担金は、歳出予算のほうで御説明いたしました総務事務集中化システムの運用保守及び旅費事務センターの運営の委託に要する経費として、会計が異なります公営企業局分を負担金として受け入れるものでございます。

一番下の（2）総務事務センター収入は、職員の各種手当の過払いに係る返還分などを見込んでおります。

次の594ページをお願いいたします。

総務事務センター費の歳出予算のうち、主なものにつきまして右側の説明欄で御説明をさせていただきます。2の総務事務センター費でございます。

一番上の物品管理システム運用保守委託料は、本庁における物品等の調達などを行っております物品管理システムの運用保守に要する経費でございます。

次の総務事務集中化システム運用保守等委託料でございますが、こちらのシステムは臨時非常勤職員の雇用・退職等の手続と、賃金・報酬等の支払いや職員の諸手当認定、勤務実績管理及び公共料金などの共通経費の支払いといった4つの事務処理を行っております。システムの年間の運用保守経費に加えまして、平成31年度の限り経費といたしまして、行政管理課からも御説明しました時間外勤務の上限規制の導入等に対応するためのシステム改修経費と、平成32年度から導入されます会計年度任用職員制度に向けたシステムの改修経費をお願いしておるところでございます。

次の旅費事務センター運営委託料は、職員等の旅費に関する事務処理を行っております旅費事務センターの運営に要する経費でございます。

1つ飛ばしまして総務事務委託料は、総務事務センターが集中処理を行っております総務事務の一部を平成29年10月から外部に委託をしております、その委託に要する経費でございます。

続きまして、一番下の事務費でございます。主なものとしまして、非常勤職員の報酬と全庁の公用車の任意保険料、災害対策活動に従事する職員用の食料と飲料水の備蓄に要する経費などでございます。

次に、596ページをお願いいたします。

この債務負担行為は、来年度に引き上げられる予定でございます消費税率のアップに伴う総務事務委託料の増額分となっております。

続きまして、特別会計の歳出予算案について御説明をさせていただきます。同じ資料の770 ページをお願いいたします。

総務事務センターでは全部で4つの特別会計を所管しておりますが、こちらは給与等集中管理特別会計でございます。知事部局等の職員、県立学校、小中学校の教員、警察官の給与等を支給するための特別会計でございまして、各課が一般会計等に計上した予算を積み上げております。本年度の財源内訳の特定財源の欄にございますように、この特別会計から支払った人件費につきましては、決算の時点で各課の一般会計等の歳出予算から公金振替といった形で諸収入として受け入れをしてございます。これはこの後御説明いたします3つの会計につきましても同様となっております。

次に、773 ページをお願いいたします。

旅費集中管理特別会計でございます。こちらは職員等の旅費を集中的に支払うための特別会計でございます。やはり各課が一般会計等に計上しました予算を積み上げており、財源は各課からの公金振替と公営企業局からの負担金となっております。

続きまして、776 ページをお願いいたします。

用品等調達特別会計でございます。こちらは本庁各課、教育委員会等の事務局、公安委員会で必要な物品等の調達を集中的に行うために設けました特別会計でございます。財源は各課からの公金振替と証状や納付書などの印刷物を各課から請求があり次第引き渡せるように在庫用品として管理をしており、その調達財源としまして特定財源の内訳欄にございます昨年度、前年度の剰余金を繰越金として活用しております。

次に、779 ページをお願いいたします。

会計事務集中管理特別会計でございます。こちらは臨時非常勤職員の賃金、報酬、電気、ガス、水道といった公共料金、コピー料金や燃料代など、各所属で共通した経費の支払いを集中的に処理するための特別会計でございまして、財源は各課からの公金振替となっております。

当初予算の御説明は以上でございます。

続きまして、2月補正予算案につきまして、御説明をさせていただきます。資料ナンバー4の議案説明書（補正予算）の307 ページをお願いいたします。

まず、一般会計の2月補正予算案でございます。右側の説明欄をごらんください。説明欄にございます2つの委託料につきましては契約の相手方と見積もり合わせを行った結果、生じました不用額でございます。次の事務費は職員用の備蓄物資と公用車の自動車任意保険に係る入札等の残額を減額するものでございます。

次に、特別会計の2月補正予算案でございます。同じ資料の361 ページをお願いいたし

ます。

用品等調達特別会計でございます。総務事務センターが各課にかわって行いました競争入札による入札残や電子調達の見積もり残などについて減額を行うものでございます。

最後に、364 ページをお願いいたします。

会計事務集中管理特別会計でございます。各所属の臨時非常勤職員の雇用の状況や電気料金等の光熱水費などの共通経費の執行状況に合わせまして、不用額の減額を行うものでございます。

私からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 1点だけいいですか。資料②の 594 ページで御説明をいただいた総務事務集中化システムの運用保守等の委託料の内容は、会計年度任用職員制度にかかわるものと、今度、人事委員会規則が変わった内容に伴うように変更するっていう御説明でしたか。

◎久保総務事務センター課長 はい。

◎塚地委員 その2つ目の人事委員会規則が変われば、どこをどう具体的に変えないといけないんですかね。

◎久保総務事務センター課長 会計年度任用職員制度に向けたシステムの主な改修点でございますが。

◎塚地委員 そっちはいいです。それじゃないほう。

◎久保総務事務センター課長 時間外勤務の上限規制でございましょうか。主に管理職員によるマネジメントを強化して、あと正確に効率的に時間外の実績を把握するという観点から、職員の日々の勤務状況を把握するための機能拡充をシステムで行うようにしております。主な内容としましては、現在、午前中の行政管理課からの御説明でもさせていただいたと思うんですが、業務の内容によって時間外勤務の上限とかが変わってきますが、現在、管理職が職員の時間外の月締め処理というのを月初めにやっております。そこでA項、B項とかその他の区分で管理職が締めておるわけですけれども、今はその区分は必須ではないですが、今後は上限規制も導入されますので、必須ということになりエラーチェックを締める際にかけたりとか、あと管理職につきましても上限規制の適用を受けますし、超過勤務 80 時間超といったようなことになれば、健康診断も受けなくてはならないといったような状況も出てきますので。今現在は管理職用の時間外の入力とか行っておりませんけれども、それも新たにシステム画面を設けまして、入力をしたりとか、また、そういうものを行政管理課へ報告するための様式も自動でできるようにするとか、そういう改修を行なうようにしております。

◎塚地委員 よくわかりました。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で会計管理局を終わります。

お諮りいたします。以上をもって本日の委員会は終了とし、この後の審査については来週月曜日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは以後の日程については、月曜日の午前 10 時から行いますので、よろしくお願いします。本日の委員会はこれで終了します。

(16 時 0 分閉会)